

第七十一回 参議院内閣委員会會議録第二十三号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)

午後一時四十九分開会

委員の異動

七月二十六日

辞任

西村 尚治君

佐藤 隆君

中西 一郎君

八月二十七日

辞任

柳田桃太郎君

田中 茂穂君

補欠選任

田中 茂穂君

柳田桃太郎君

世耕 政隆君

補欠選任

佐藤 隆君

西村 尚治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

高田 浩連君

内藤三郎君

中山 太郎君

山本茂一郎君

片岡 勝治君

源田 実君

長屋 茂君

西村 尚治君

星野 重次君

町村 金五君

上田 哲君

鈴木 力君

鶴岡 哲夫君

前川 旦君

黒柳 明君

宮崎 正義君

中村 利次君

岩間 正男君

國務大臣

國務大臣
(防衛庁長官)

山中 貞則君

政府委員

内閣法制局第一部長

角田礼次郎君

防衛庁参事官

大西誠一郎君

防衛庁参事官

長坂 強君

防衛庁長官官房長

田代 一正君

防衛庁防衛局長

久保 卓也君

防衛庁人事教育局長

高瀬 忠雄君

防衛庁装備局長

山口 衛一君

防衛施設庁長官

高松 敬治君

防衛施設庁総務部長

河路 康君

外務省アメリカ局長

大河原良雄君

通商産業省貿易局長

濃野 滋君

事務局側

相原 桂次君

常任委員会専門員

大口 信夫君

説明員

外務大臣官房審議官

外務省アジア局外務参事官

中江 要介君

大蔵省国際金融局投資第三課長

松室武仁君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について

○委員長(高田浩連君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

去る七月二十六日、中西一郎君が委員を辞任され、その補欠として世耕政隆君が選任されました。

○委員長(高田浩連君) この際、一言申し上げます。先般の防衛二法改正法案の審議に際して生じた混乱につきましては、委員長として責任を痛感しております。心から遺憾の意を表明いたします。

今後の委員会の運営につきましては、委員各位の御協力を得て、五月三十日の各党間の申し合わせを守っていきたく思っております。何とぞ委員各位の御協力をお願い申し上げます。○岩間正男君 ただいまの委員長の釈明について、党としての見解をのべておきたいというふうな考えです。

第一に、遺憾であるということばを言われたわけですが、これはあくまでもことばなんです。実際はその裏づけというわけではないわけなんです。いままでのパターンを繰り返すというふうなことは、これはもうほんとうに国民に対しては相済まない問題である。したがって、これは行為で示さなきゃならぬ。そういうことでなしに、あのような不当な強行採決が慣例を破り、あるいは理事会の運営をじゅうりんし、そういう形で行なわれた、そういうことに對して全く反省というものは、私は単なることばにすぎないというふうなふうに思ふんです。したがって、当然そういう立場から言うならば、さらに国会の民主主義を守る立場から言うならば、あの強行採決は無効である。したがって、審査報告書は撤回する。こういう態度があつて初めて私はこの遺憾ということばの具体的な裏づけがあつて生きる。こういうふうに考えるわけです。これが第一点。

それからただいまの釈明書の第二項を見ると、五月三十日の各党の申し合わせによつていきたい、守つていきたい、こういうことを言っておるですね。しかし、これははなはだごまかしのことばじゃないかと思ふんです。一度これがじゅうりんされないと、五月三十日からこれが守られておるなら、このようなことはこれは生きるかもしれない。ところが、五月三十日の、強行採決はしない、物理的審議拒否はしない、そういう申し合わせはこれは議長を含めての申し合わせであります。ところが、完全にこれは七月十七日の段階ではじゅうりんされておる。そのじゅうりんされておるものをまた守つていきたいという、そういう矛盾ですね。そういう上に立つて今度運営するということになつたんです。これは全くまづつばものと言われてもしかたがない面があるんじゃないかと思ふんです。したがって、五月三十日のこの申し合わせを守るといふことは、具体的にはどういふことなのか、どのような保証があるのか、この点を明確にしなきゃならぬと思ひます。

第三は、第一でもちよつと述べたのでありますが、強行採決は再びしない、このようなことは何回も繰り返されてまいりました。そうして、そのあとに結局は議長の裁定などがあつてまた審議はもとへ戻る。しかし、また必要があれば強行採決が行なわれる。強行採決をしないというのとは、この次するまでしないということなんだ。こういう形で行なわれるようなことを、また再び繰り返すという事態が起これば、一体国会に対する国民の信頼というものはどうなるのか。今度の問題は、ことにいままでから考えまして次元が非常に違つています。それほどひどいものです。しかも三委員会が同時になされるというふうな背後のこのようないつの策謀というものであつて、この自民党のやつたやり方に対して国民は

非常な疑惑を持っている。ことに参議院は、そういう点では参議院の改革のために二年間苦戦として努力してきた。いままで繰り返されたそのようなパターンを破る、はつきりやはり民主主義を守り抜く。議会制民主主義を確立する最大の保証であるところの民主的運営というものを身をもって守り抜く、それを実現する、そういうことになければならないと思うんです。ところが、このような委員長の釈明によつては、全くこれは内容が乏しいのじゃないか。いままでの論議の中でも、一体今度の審議のしかた、これについてわれわれもずいぶん研究しました。こういうような強行採決をされた場合に、いろいろなやり方がこれはありましたが、しかし、そういうものにはもう例がないようなかつて行なわれた。

いままでのやつを振り返ってみますと、こういう場合には院議による再付託、あるいは審査報告書を撤回する。第三には議長が委員長に差し戻す。第四には委員会において補充質疑をやる。第五は本会議において補充質疑をやる。こういうような処理のしかたをしたんでありますが、このたびの正常化確認申し合わせ書によつて行なわれるこのたびの審議というものは、いかなる種類の審議なのか。いままでの五つの範疇にはほとんど入らないところの新たな一つのケースがこゝで展開されようとしておる、そういうことですね。したがって問題は、委員長が、当然この問題は有効の上で立つてこのような委員会を進めておるのか、その上に立つての補充質問という、そういう性格でこれは進めておるのか。あるいは無効有効はたな上げにしてそれをやるんだというようなことを言われておるわけですが、この見解を明確にしておいてこれは今後運営をすることではない、途中でまたこれはいろいろな問題について意見の相違が出た場合には一体どうなるのか。先ほどの発言の中では、また審議拒否というやうなそういう事態が起これば、これは審査報告書は生きておるんだという発言もありました、ある理事の発言。結局は、問はず語りにそういう事態が

腹の底にあるのでは、これは真の民主的な運営というものは不可能だというふうに考えるわけですか。

私たち共産党は、だからこのような一片のまことに申しわけない釈明などというもので、あの重大な事態を引き起こしたその問題の解決にはならないというふうに考えるわけですか。したがって、このような釈明について了承するという立場には立っておりません。また、私のいま申しました意見について、委員長がいろいろ反論をされる、質疑という形をあえてとりませんでしたが、これについて当然これは見解を御披露になるのが私は必要だと思ひますので、そういう立場に立って意見があれば聞かしてほしいと思ひます。

さて、われわれ共産党は、審議が再開される、そういう事態に立つてこれはどういう立場をとっているか。むろんわれわれはこのような主張をして、いままでの正常化の確認事項というものには拘束されないという態度をとつてまいりました。しかし、共産党は、具体的に審議が進行する、多数によつて進行する、そういう現実の上に立つて、あくまでこれはわれわれとしてはその中に入つていって審議をする。むろん審議を尽くすという基本的な方針から、当然このような道をとりまします。ただ、われわれは、今度の事件の解決の中でも最も合理的だということをいままで主張してまいりましたが、それはこの三委員会の問題は、時間をかけて問題を明らかにするまで審議に入らない。しかし、現在国民の生活の問題が山積みされておる、あるいはまた日米会談の問題がござい

ます。さらに金大中の日本の主権をどうするかという重大な問題がある。このような問題については各委員会を開いて、そして積極的にこのような審議をすべきである。この二点がまたいふことを主張してまいつたわけですが、現実はこのような方向にまいつておりません。そういう態勢の中で、この内閣委員会が開会されるという中では、われわれはむろんこの中に入つて審議をする、そういう立場をとるといふことをつけ加

えておきたいと思ひます。

以上です。

○委員長(高田浩運君) いろいろ御意見をお述べでございしますが、国会運営をすみやかに正常化したいという趣旨のもとに、先般四会派の合意がまとまつたものであります。その線に沿つて本委員会の議事を進めておりますので御了承願ひます。

○宮崎正義君 いま委員長からお話がありました確認事項の件につきまして、私も公明党は合意しております。したがって、前回の強行採決ということは無効という立場の上に立っております。すといふことを発表しておきたいと思ひます。

私も、わが党が議長に申し入れをいたしました。不正常なまま本会議をやるといふことは許されぬ、こういう私どもの申し出の趣旨に對して、そういうことをしないという旨の答弁がありましたので、私も従来国民の生活の法律というものは審議を続けるべきであるといふことを主張しておりました。それにあわせて議長の回答等もありましたので、審議には参画をしております。そういう点もあらためて申し上げておきたいと思ひます。

特に、両院通じての内閣委員会というものは、この参議院なら参議院の委員会の方向づけをしていく一番大事なトップの委員会であると思ひます。そういう内閣委員会において、前回のような強行採決をやるような不祥事というものを起こすことは、まことに遺憾と思ひます。自後、こういうことのないことを私は要求をしておきたいと思ひます。

○委員長(高田浩運君) それでは先ほどの理事会において協議いたしました結果について御報告いたします。

一、委員会は原則として定例日に開会する。

二、審議時間は常議の線に運営する。

三、防衛二法改正法案のほか、建設省設置法の一部改正案も審査を行なう。

なお、委員会の具体的な日程については、今後理事会において必要に応じて協議することになります。

○委員長(高田浩運君) それでは、これより防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

順次発言を許します。

○上田哲君 質問を始めるに先立ちまして、私も大きな不満と憤り、あわせて、きわめて複雑な心境で本席に立つことを明らかにしたいと思ひます。

言うまでもなく、四十日前、私は、この席でこのようにして正規の理事会の決定に基づく日程の中で、野党第一陣としての質問を続行しておりました。突然に自民党による単独強行採決によつて、議場が混乱のつぼみと化しました。委員長釈明にありますが文言をつぶさに検討いたしました。私も、私どもはこれを完全にそしやくし、納得をしたものではございません。私どもがいまこゝであえて質疑に立つゆえんのものは、一にかかつて、なおかばそくも残るであろう議会制民主主義の活路を見出したいという念願にはかなりません。私自身も国会に議席を有する立場で、議会制民主主義の大なる蘇生にこそそのすべてをかけたといふ念願をしておりますが、あらゆる側面からの努力はどのようにあるべきにしても、やはり最も求めらるべきは多数党における驕慢の戒めであらうと思ひます。多数党が自己の提出した法案の可決を求めることのある限り、いかなる理由であれ、多数を頼んで強行採決に出る、このことは議会制民主主義の死滅に足る運ぶものとして、後に大きく歴史の審判を受けねばならぬものと思ひます。

特に、今回の強行採決が、これまでのしほしば行なわれた強行採決と質的に違ふと理解するものは、少なくともこれまでの強行採決が——こうした比較は好ましくはありませんけれども——それなりに時の勢いにそれぞれ身をまかされて、相

とどめようとしながらとどめ得ない流れの中でぶつかり合うという、ある種の姿はあったようにも思います。今回は、強行採決が三委員会同時に時計の針を合わせて行なわれ、しかもその数分前まで、社会人生活の中で最も誠実をあらわす最大級の表現をもって、与党の責任者は野党の責任者及び質問者を欺瞞したと解せらるべき言動があった。これが議会主義の運営の中に取入れらるべき何らの正当性のないことを強調するとともに、この点についての猛省を求めなければならぬと思います。

さらにまた、少なくともこれまでの単独採決等では、これに反対する各野党の審議を、少なくとも、俗に申せば野党一巡、このような形で尊重する風習だけは存置されておりました。今回は野党第一陣の質問をすらすらかな時間内で問答無用にさへえざるということは、すなわち言論の府において言論の自由を多数党の力をもって封殺するということでありました。ファッショでありました。このような姿に、他のいかなる理由はある、大きな反省が加えられないならば、議会主義はその命脈を断たざるを得ないと思えます。

さらに第三点は、この強行採決が行なわれた後、その後の処理にあたっての与党側の強硬な姿勢であります。与党のすべてをのみ正しいとして、野党のすべての主張を封殺する形においてのみ事態の収拾をはかり得る。あまつさへ二百八十日の大長期延長をはかる、結果する。国会は審議をすべき任務を負うた議員の論議の場であることは言うまでもありませんけれども、しかし、イギリスの議会主義に学ぶまでもなく、少数党はその存在理由をかりてフィリパスターの権利を有します。多数党はみずから提出した法案のすべてを審議し尽くし、それを原案どおり可決することが議会主義の成熟であるなどという誤った見解の中で野党に審議の促進を強制するがごとき態度は、議会主義とは似て非なるものであることを銘記していただかなければなりません。

こうした諸点を考えてみましたが、今日の強行

採決は、これまでたとえは私自身が経験をした何回かの強行採決のケースに比べても、はなはだ異常であり、ファシズムの姿を予知させる危惧を持たせました。議会主義がファシズムの姿と最も相離れていなければならないものであることは、各議員の共通の理解であらうと推量をいたしますけれども、その限りにおいて、今回の七月十七日のあの暴挙が、日本の議会主義に暗い鐘を鳴らすことのないために大きな反省の具とされることを特に委員長以下に求めておきたいと思えます。

委員長の発言の中で唯一の拘すべきものがあるのは、強行採決を非とされる認識であります。強行採決は、いかなる理由であれ、とるべきものでなかったという認識をこの発言の中にとどめておられることについては、先ほど来保証ということばがありますけれども、あくまでもこれを守り切つていただきたいということを、せめてもの要望として強調しなければなりません。と申し上げるのは、このような時点では常に強行採決を非とされる認識を持たねばならぬ、時に応じて、野党の出方によつては強行採決も正当な権利行使であるという論理の転換をおそれるからであります。銘記していただきたい。今時点においては強行採決は非なるものであるとの認識を表明されたのであります。この認識を転換されるときは、みずから議会制民主主義者である資格を放棄することであることを委員長は、与党は深く肝に銘じていただきたい。そのことにいささかの期待をかけて、大きな胸のつかえをまだかえ込みながら、私は野党を代表する質問者として、このあとに続かれる同僚議員のすべての気持ちに代表し、さらに院の權威がはなはだしく失墜をしたことに大きな失望を感じている国民世論の声を大きく背中中に背負つて、質問を、与党に向かつての猛省を求める中で、始めていきなさいと思えます。これについて委員長は御見解を承ります。

○委員長(高田浩運君) 先ほど申し上げましたように、国会運営をすみやかに正常化したいという趣旨のもとに、先般四会派の合意がまとまったの

でありますので、その線に沿つて本委員会の議事を進めてまいりますので御了承願います。

○上田哲君 四十日間の国会の空白が余儀なくされたわけでありましたが、この四十日間に私どもは、とりわけ防衛問題にかかわりながら、わが国をめぐる非常に深い霧の存在に数多く気づいていきます。どうしてもこの霧を晴らさなければならぬ多くの問題が特にこの時期に集中したようにも思えます。

その一つは、強行採決直後訪米をされた田中総理とニクソン大統領との会談の内容であります。特定の議題なき首脳会談と銘打たれたこの会談が、それとは逆比例して、常にも増して共同声明の文言が長いというまことに皮肉な結果になっているのでありますが、この声明の内容をどのよう

に読んでみましてもわかりがたいことが多くあります。

まず一点伺いたいのは、この日米首脳会談でいわれる日米軍事問題、どのような範囲でどのような深さで語られたのでありましょか。

○国務大臣(山中貞則君) 日米共同声明の内容、解釈等については、外務省で正確にやっていたきたと思ひますが、私どもの立場から見まして、第八「総理大臣と大統領は、——という表現で言われております。『国際関係の既存の枠組みが』、すなわち私どもにとつては両国共通の安全、日米安全保障条約というものに当たります。が「アジアにおける最近の緊張緩和への傾向の差盤となつてきていることを認識し、——というこ

の米ソ間の核不戦に見られます国際情勢の東西対立緊迫が一転して、いろいろの背景があったとはいへ、核不戦をその両国、あるいは複数、あるいは地域間の既定のワク組みを前提として、それにもかぶさつて不戦の約束をしたというより大きな大きなできごとがありまして、したがって、ここにも国際緊張緩和の方向ということが出ておりますが、しかしながら、アメリカと日本の関係においては、なお日米安保体制というものをお互いに尊重していかうではないかということには当然予測していたところであります。しかし、一番末尾に書いてあります「日本における米軍施設・区域の整理統合のためさらに措置がとられることが望ましい」と、こ

ういうことで意見が一致したというの、私のいままで当たつておりました感触では、両国の首脳、トップレベル間においてこのような表現が出てきたことは、非常にうれしいことではあります。実は意外でありました。実務者の間においてはこれは常時協議され、最近その緒についているものではあります。が、両首脳の間でそのことが取り上げられたということは、長い目で見て、日本自身のためにはもちろんのこと、私どもも考えておる日米関係にも好影響をもたらすものである。したがって私どもは、この声明の、両首脳の確認を得たものとして、その方針を最大限に実現させるための作業を進めてまいりたいし、折衝してまいりたい、こ

ういう気持ちを持っておりま

す。

○委員長(高田浩運君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。

○上田哲君 山中長官からすれば、沖縄問題の担当であられたような経緯から基地問題についての印象が強かろうと思ひますが、私の立場からすると、これはやはり日米軍事関係論からすれば各論の部分に属する。今回の日米首脳会談の軍事面についての大きな特徴というべきものは、やはり日米軍事体制のさらに緊密化、もっと具体的にいえば極東地域における日本のアメリカへの肩が

わりの強化。原理とするところは、まさにトータル・フォース・コンセプトがきわめて具体的な形で肩がわりという結果としてあらわれてきたと、こういうふうに見ることができると思いますが。私はこれはかなり明確なエポックとなるべき時期に来ていると考えております。

そこで、さらに具体的にこれを質問させていただきます。軍事情報がわりの問題としてどのように話し合いが進められたか。先般の参議院本会議において、その訪米前に私自身が田中総理にたまたした際には、総理からは、防衛分担金の問題等は向こうから出ることはないだろうというふうなきわめて樂觀的な――事実においてはまさにその樂觀説がくつがえされる当時の答弁があったのであります。現にこれはまた後の話にもなるかと思ひますけれども、日本の防衛産業界に核のかさ代を払おうではないかという意見が急速に台頭していった背景を背景に背負つての日米首脳会議で、どういふことをまず考えて、あるいは田中訪米前に非常にたくさん日米経済首脳ないし準首脳会議が積み重ねられた後の会議であつたというふうな背景も考え合わせながら、今回の日米首脳会議でそうした日米軍事肩がわり問題というものがかなり具体的に進められたということは十分に推測、また確認を得ることができるところであります。その辺がどのように進んだのかということをもう少しく具体的に御説明をいただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) これまた外務省に説明してもらふべきであります。私の知り得る範囲、ということとは、大体においてそのとおりであると思つておりますが、これは全く米側から、もちろん当方からも、アメリカの極東における軍事機能の面においての肩がわり、あるいはそれを代替する――訪米前にいろいろと議論がされました各種手段等についても、あるいは防衛分担金といったようなダイレクトな表現においても何かなされたか、こういうことは私は真実であるかと思ひますし、そう思つております。

○上田哲君 委員長、外務省はどうなつておるんですか、長官がちゃんと答えてくれればそれでいいですけれども。

○委員長(高田浩運君) いま呼んでおります。

○上田哲君 ああそうですか。――答弁能力がいまあるわけですか。

○説明員(大口信夫君) 現時点ではございません。私、アメリカ担当でないのですから。

○上田哲君 大臣がいれば十分ですな。進めましょう。

具体的に南ベトナムへの援助というのはどうなつていますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは私は逃げるわけじゃありませんが、これはもう完全に外務省マターの問題である、そう思ひます。

○上田哲君 やっぱり答弁能力がないよ。

○説明員(大口信夫君) 私、中南米だけの担当でございまして……。

○上田哲君 ちょっと待っていますか。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記をとめておいてください。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○政府委員(大河原良雄君) 途中から参りましたので、あるいは前後の関係で適切でない点がありましたが、先般の日米首脳会議におけるベトナムの援助に関する話し合いの内容いかんと、こういうことであるというふうに承知いたしますが、その点についてお答え申し上げます。

御質問は、先般の日米首脳会議におけるベトナムの援助に関する話し合いの内容いかんと、こういうことであるというふうに承知いたしますが、その点についてお答え申し上げます。

首脳会議が終りまして発表されました田中総理大臣とニクソン大統領の共同声明の第六項に「両者は、インドシナの復興を援助する決意を再確認した。」、こういうふうにございしますが、実際の会議の中心につきまして私の承知いたしておりますところでは、アジアにおける平和と安定という見地からインドシナにおける平和協定が誠実に実施され、これに伴つてこの地域の永続的な平和が確立されることが望ましいと、こういう文脈にお

きましてインドシナの復興の問題についての言及が行なわれたというふうに承知いたしております。総理大臣は、かねて日本政府の基本的な考え方といたしまして、インドシナの戦火がおさまつてこの地域の復興が促進され、人道的な援助が行なわれるということが望ましく、日本政府として基本的にその方向において適切な援助を考えていきたい、こういう政策を表明しておられるわけでございます。その点が共同声明にうたわれておる点であるというふうに承知いたしておるわけでありませう。

○上田哲君 日本政府及び総理の、いま言われるこの地域への復興援助という、この地域というのは南北ベトナムを含むという意味ですね。

○政府委員(大河原良雄君) 日本政府の考え方といたしまして、南北を含めたインドシナあるいはベトナムというものの援助をかねて考えているわけでございます。

○上田哲君 ところが、この共同声明の文章の中には入っていないわけですが、具体的な日米首脳会議の合意としては、南北ベトナムのみに五千万ドルの援助が決定されているわけですね。

○政府委員(大河原良雄君) 和平協定が締結されました以後、この地域の人的な援助の重要性にかんがみまして、日本政府としてはかねてインドシナに対する援助の問題を真剣に考えておつたわけでございますが、七月に政府の派遣いたしました調査団を南ベトナムに派遣いたしました。現地の情勢をつぶさに調査いたしました。その際南ベトナムの政府から日本側の調査団に対して、具体的な援助要請項目というものが出てまいつております。これを受けまして、日本政府として南ベトナムに対して、南ベトナムの要請に応じて五千万ドルという援助を考へておつたわけでございます。それをこの首脳会議の際に田中総理から日本政府の考えとして米側に伝えたという事情というふうに承知いたしております。

○上田哲君 そうなりますと、日本政府が南北ベトナムに援助しようという方針とはこれは違ひわけですね。

○政府委員(大河原良雄君) ただいま具体的に御指摘ございました五千万ドルと申しますのは、南ベトナムの要請に応じて日本政府として考へている数字でございます。日本政府としては北ベトナムとの間の国交正常化の交渉を急ぎ、その上で将来北ベトナムに対しての援助も考へていくというふうに承知いたしております。

○上田哲君 確認しますが、そうすると、北も同じようにやるのだということの一部だということですね。

○政府委員(大河原良雄君) この地域の援助の問題、私直接主管でございませぬので、深くお答えすることは控へさせていただきますと存じますけれども、日本政府の基本的な考え方といたしましては、南北両ベトナムに対して援助という考え方を保持しているというふうに私承知いたしております。

○上田哲君 ところが、この五千万ドルが出てきた背景には、アメリカ側がサイゴン政府に向かって援助することになつてた巨額の援助資金がほとんど米議会で削減をされていく、さらに半分にしても見通しが立たないというこの肩がわりとしての具体的な算術計算上の意味が出てきているわけですね。この関連をどう見るのですか。

○政府委員(大河原良雄君) アメリカの議会におきまして、米政府の考へておりますベトナムに対する援助要請額というのがいろいろな削減の対象あるいは審議の対象になつていくという事実は一方にございませぬ。一方、南ベトナム政府が日本に対して具体的な援助要請があつたわけでございます。日本側が南ベトナムに対して考へております五千万ドルの援助と申しますのは、南ベトナム政府の要請に基づきまして日本政府が考へた援助額であるというふうに私は承知いたしております。

○上田哲君 南ベトナム側からどういふ要請があるか。どうせまあ援助はほしいところなんですから、どこへ向かつたって要請をするであらうし

けですね。

○政府委員(大河原良雄君) ただいま具体的に御指摘ございました五千万ドルと申しますのは、南ベトナムの要請に応じて日本政府として考へている数字でございます。日本政府としては北ベトナムとの間の国交正常化の交渉を急ぎ、その上で将来北ベトナムに対しての援助も考へていくというふうに承知いたしております。

○上田哲君 確認しますが、そうすると、北も同じようにやるのだということの一部だということですね。

○政府委員(大河原良雄君) この地域の援助の問題、私直接主管でございませぬので、深くお答えすることは控へさせていただきますと存じますけれども、日本政府の基本的な考え方といたしましては、南北両ベトナムに対して援助という考え方を保持しているというふうに私承知いたしております。

○上田哲君 ところが、この五千万ドルが出てきた背景には、アメリカ側がサイゴン政府に向かって援助することになつてた巨額の援助資金がほとんど米議会で削減をされていく、さらに半分にしても見通しが立たないというこの肩がわりとしての具体的な算術計算上の意味が出てきているわけですね。この関連をどう見るのですか。

○政府委員(大河原良雄君) アメリカの議会におきまして、米政府の考へておりますベトナムに対する援助要請額というのがいろいろな削減の対象あるいは審議の対象になつていくという事実は一方にございませぬ。一方、南ベトナム政府が日本に対して具体的な援助要請があつたわけでございます。日本側が南ベトナムに対して考へております五千万ドルの援助と申しますのは、南ベトナム政府の要請に基づきまして日本政府が考へた援助額であるというふうに私は承知いたしております。

○上田哲君 南ベトナム側からどういふ要請があるか。どうせまあ援助はほしいところなんですから、どこへ向かつたって要請をするであらうし

うけれども、その要請の意図がどういうふうにつ
ながっているかということ、もう一つ前に、元
来ならばアメリカ側からもっと巨額の援助をする
ことになつていた計画が挫折をしている、その分
だけサイゴン政府が弱体になつてゐる、そこへ日
本政府からこういう形で——元来ならば北と南へ
一緒にいかなければならないものが、特にサイゴン
政府へのみこういう巨額な金が日米首脳会談の
中で合意されている、出ていくということのつな
がりということ、すなわちアメリカの対南ベト
ナム、サイゴン政権援助というものの肩がわりを
日本側がしたのだという論理的な帰結になりませ
んか。

○政府委員（大河原良雄君） 米国のベトナムに對しまする援助につきましては、現在米議會におきまして援助額の審議が行なわれている最中でございまして、最後のにどの程度の額の援助が決定されるのかというところは、今後の審議の結果を待たなければいけないこと、今後に審議の結果を待たますが、ただいま御議論になっておられます南ベトナムに對する日本政府の援助額と申しますのは、それとは直接関連のなさに、南ベトナム政府の要請に基づき日本政府の立場において考慮されている額、こういうことでございます。

○上田哲君　そういうふうなお話であるのなら、具体的に伺いたいのは、アメリカの議会でいまだのような決定が出るかわからぬがとおっしゃるけれども、アメリカ議会で、四分の一でしような、半分はだめになって、要求が半分に落ちているわけですから明らかにこれは大きなダメージを受けている、全体額からいって。そこで明らかに数字的にはそれを補う――補ひ切れるものではないけれども、補うものとしてここに五千万ドルという巨額な金が出てきた。あたかも議会に向かつて大統領が苦しい時期に日米首脳会議が行なわれてこういうものが出ていったことになる。これはだれが考えたって、向こうから頼まれたほうが先だったみたいな話が――どんなにしたって、明らかにアメリカ側に削減された分を日本側が分担

するということにならざるを得ないと思うのですが、そうでないと言うのなら、日本側がサイゴン政府に送る五千万ドルの援助の内訳を、アメリカカ側のものでどういうふうに遣うのかを明確に示してください。

○政府委員(大河原良雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、私、この南ベトナムに対する援助の直接の主管者でございますので、詳しく立ち入ることは控えさせていただきますと存じますが、米議会において現在審議されております南ベトナムに対する援助につきましては、上院における審議は別として、下院におきましては、まだ具体的な方向が出ておらないというふうに承知いたしております。したがって、先ほど御答弁申し上げましたように、米議会として最終的にベトナムに対します援助額をどういうふうにきめるのか、きめられるのかということは、今後の議会における審議を待たなければ何ともわからない点でございます。その点につきましては、米行政府自体としても最終的にこうなるであろうという方向はまだ持っておらないというふうに受け取っているわけでございます。

○上田哲君 私の質問に答えておられないが、アメリカ局長が、米議会においてサイゴン政府援助額が大幅削減になってくるという趨勢を御理解にならないはずはない。私が質問していることは、しからば日本のサイゴン政府援助の内訳、内容というのが、元來のアメリカ援助の内訳と態様としてどう違うのかということを立証してもらいたいと言っているわけです。まあ管轄が違ふからというお話もあるようだから、それならば資料として出せますか。資料として出してもらえるのならそれでいいところで、後の機会に譲りますが、そこが同じ態様の援助内容であるならば、それは少なくとも第三者が見て、アメリカのサイゴン政府援助への日本の肩がわりであると、形を変えた具体的な防衛分担金の割り当てであるということにならざるを得ないという見解についてどう思われますか、あわせて。

○政府委員(大河原良雄君) 私の承知しております限りでは、五千万ドルのベトナムに對しまする援助は、無償援助、有償援助合わせまして総額五千万ドルになりまして、たとえば無償援助の対象となりますのは、難民救済、医薬品、その他破壊された橋梁、道路の復元と、こういうふうな内容のものであるというふうに聞いております。

○上田哲君 全部答えてくださいよ。質問はいま二つしたんだから。アメリカのほうと中身は同じじゃないかということ、中身が同じだったらこれは防衛分担金じゃないかという見解をどう思うかということです。もつといまの話——五千万ドルの中身をちゃんと出してくれるなら、そのことはそのこととしてまたいたがたい。

つきまして、私はただいまのように了解いたしておりますけれども、これは主管のほうに相談いたしました、資料が出せるのかどうなのか、それを相談いたしたいと存じます。

なお米側の援助につきましては、これは従来から行なわれておりますいろいろな形の援助を含めまして、当初米行政府としましては議会に對して総額たしか六億五千万ドルの要求をしておつたと思ひますが、上院審議の段階におきまして三億七千五百万ドルであつたというふうに覚えておりますが、削減を受けております。しかしながら、下院におきましては、行政府の現在の見通しといったしましては、かなり削減額が回復されるというふうな希望を持っているというふうに聞いているわけでございます。

○上田哲君 おつしやるとおり、六億五千万ドルが三億七千万ドルになっているわけであつて、多少のそれが復活があるにしたつて、これは台の違つた大きな削減が現実、に目の前にふら下がつてゐる。そこには金持ちの度合いじゃ問題にならないかも知れないけれども、五千万ドルというのが日本から出ていくということになれば、これはもうそれがきまつた場所が日米首脳会談であるということになつて、防衛分担金の具体的な表示である

と思わないほうがこれは客観的には無理ですよ、これはそのとおりだとおっしゃりにくいではありません。しょうけれども。

私はそこで大臣に伺いたいのですけれども、
 こういう形の防衛分担金というのが、肩がわりと
 いうものが具体的に日本政府の肩に乗ってきてい
 る。なかなか、先ほど来の議論で明らかにならな
 いで、政府が従来明らかにしていた、南北区別しな
 いで一緒にやるのだと言っていた方針に背馳して、
 サイゴン政府のほうにのみこういう形でいく。も
 っとひねって見るならば、いつもよりすら
 ずらと長いばかりの共同声明の中にこのことだけ
 は抜け落ちている。こういうことが非常に国民に
 疑惑を与えるものではないか。総理の、この種の
 要求は向こう側からないのだということばのつじ
 つまを合わせるために、こういう無理な姿がある
 のではないかというふうに思われてなりません。
 政府の方針としてどのように御説明になります
 か。

○國務大臣(山中貞則君) これは私が閣議でこの五千万ドルが議題となりました際に承知した範圍でありますから正確であると思いますが、これは共同声明以前から南ベトナム政府の援助要請があつて、日本政府としてはそれぞれの要請の中身について、これが妥当であるかどうかの調査團も派遣し、そしてこれが妥当なものであつて、日本側がそれに應じ得る範圍のものであるものについて合意を見た金額が五千万ドルである。北側との間はまだ国交の問題等で具体的にそのような援助要請というものが無いのだということで私は承知いたしておりますが、これは外務省の領分でございますので、質問は大臣ということでありまして、私が一応答えます。

○上田哲君 私は、これ、非常に大きな疑惑があると思いますけれども、もう少しほかの面から問題を展開していくことにして、この日米首脳会談で、防衛産業界からも非常に意見もありました。兵器輸入問題ですね。兵器輸入問題がどのよう

るのか、今後それが国産化問題ともからんでどのような結果を招来することになるのか、概括的に御説明いただきたい。

○政府委員(大河原良雄君) 先般の日米首脳会議におきましては、ただいま御指摘ございました兵器の対米輸入問題については、全く話し合われておりません。

○上田哲君 兵器の輸入問題は今後増高する可能性なしと見ていいのですか。

○政府委員(山崎眞則君) これはこの共同声明あるいは日米首脳会議等の中身においては、大河原局長の言いますように、そういう話が合ったということは私も聞いておりません。しかし、いま早期警戒機あるいは次期対潜機、そういうものについて国防会議において国産か輸入か全部ひっくり返して専門家会議で決める、こう言っておりますから、その結果どういふことになりますか、このことは予断を許しませんし、私もどうしても、防衛庁はそうなることについて一切くちばしをいれないで全部おまかせをして、その決定に従うというつもりでありますから、そのことが今回の日米会議の、あるいはからみ合つてそういうことが影響が出てくるであろうという、そういう感じは私としては受けておりません。

○上田哲君 いまのお二人の話の中に、ちょっと食い違いといえましょうか、食い違いとは言えないにしても少しズレがあるので、今後のために伺つておきたいのは、四次防全体として支払いベースが総額九億ドル、対米八億ドルというような大ワクは変わらないのでしょうか。

○政府委員(山崎眞則君) それはいまのPXLあるいはAEWというものが将来にわたつての要素として予見されるということ——どつちか一つですから、国産か輸入か——予見されるということをやつたわけでありまして、四次防に關する限り、対米についてこれ以上の私どもが予測いたしておりました範囲をはずれて、あるいは国会で御答弁、説明いたしました範囲を越えて、今回の日米会議等の関係から、対米に対しての輸入が

新しく品目なり数量なりでふえるということはない、はつきり明言できます。

○上田哲君 対米八億ドルというところで確認をしておきます。いいですね。

○政府委員(山崎眞則君) よろしうございませう。

○上田哲君 そこで、この日米首脳会議の共同声明の中で、もう一つ大きく、今回最も重大でなければならぬと考えるのは第六項の朝鮮半島問題であります。日米両国は朝鮮半島の平和と安定のために貢献する用意がある。こういう表現になっておりますが、貢献する用意がある——貢献とは具体的に何をさしますか、用意とは具体的にどのようなプロセスを想定しておりますか。

○政府委員(大河原良雄君) 共同声明にもございませうに、朝鮮半島において特に昨年来新しい発展が見られたわけございまして、南北における対話の進展というふうな新しい情勢があるわけございまして、こういうことを通じまして、この地域で平和と安定が促進されるということが望ましいといふことは、日米、基本的な考え方であるわけございまして、そういう平和と安定の促進のために今後とも貢献していく用意があるという趣旨のことを、ここのでたわわっているわけございませう。

○上田哲君 この文章、それから今日の米韓日軍事情勢といふものを具体的に踏まえて語るならば、いまの御答弁のように、平和と安定のためにということよりも、むしろ逆に、軍事的連帯の強化のためにということのほうが正しいとだれでも認識をするはずであります。もつと言うならば、今回の共同声明の第六項にいう朝鮮半島の平和と安定のために貢献する用意といふのは、この表現の強さからいっても、佐藤・ニクソン声明のいわゆる韓国条項の強化というふうに受け取るのが、きわめて具体的な時の流れの中での認識だと私は理解をします。

具体的に伺いたいのが、しからは佐藤・ニクソン声明のいわゆる韓国条項に比べて、この貢献の用意といふのは、それを強化するものですか、柔軟化するものですか。

○政府委員(大河原良雄君) 一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の中で韓国に關連して述べられております部分は、韓国の安全といふものが、地理的に近接しておりますために、わが国の安全と密接に關連があるという事実認識が示されているわけございまして、今回の共同声明では、朝鮮半島において、特に昨年七月の南北共同声明に示されておりますような南北対話という緊張緩和の動きが見られておりまして、そういう意味では一九六九年の共同声明の当時に比べまして、朝鮮半島の情勢が変化しているという事実はあるわけございまして、そういう事実認識がこの關連であるといふことを申し上げたいと存じます。

○上田哲君 朝鮮半島をめぐる緊張緩和はどうなっているのかといふことだけの説明ではこれははなはだ不十分であります。問題となるのは、米韓日を全体として見る場合の配置、その連携プレーとしての軍事体制、協力体制といふことが問題になっているんじゃないやありませんか。つまり、具体的に言うならば、ニクソン・ドクトリンによつて米軍は韓国からも撤退をする、撤退をしたいと、韓国はそれに対して一定の意思表示をしている。この中で日本の自衛隊がどのような役割を果たすことになるのかといふことが、この平和と安定といふことであり、貢献といふことであり、用意といふことではないのですか。

○政府委員(大河原良雄君) 政府の朝鮮半島に対する基本的な政策につきましては、国会等で従来明らかにされてきたとおりでございます。韓国との基本的な友好協力關係を維持発展すること、北朝鮮につきましましては、國際情勢等の推移を見守りながら、人道、文化、スポーツ、經濟等の分野における交流を積み重ねていき、これによつて朝鮮半島における平和と安定に寄与していくと、こういうことであるわけでございます。わが国といひましては、このような政策が従来朝鮮半島における平和と安定に貢献してきたものと、

こういふふうに考えているわけございまして、昨年来朝鮮半島に見られます新しい情勢の動きに照らして、将来ともにこの基本的な考え方を続けていくと、こういふ考え方を述べているわけございまして、この平和と安定の貢献、それに対する用意といふことは、御指摘のような軍事的な意味合いを持ったものでは毛頭ないわけございませう。

○上田哲君 日韓米の三国の合同訓練というものは、これまでどのような経過になっておりますか。

○政府委員(久保卓也君) 一回もございませう。

○上田哲君 これからもありませんか。

○政府委員(久保卓也君) 計画するつもりはございません。

○上田哲君 ニクソン・ドクトリンの軍事的な側面の原則であるトータル・フォース・コンセプトは非常に厳格に守られているわけですが、その中では当然に日米韓という關連の中で全体の戦力力量というものが下降していないことが前提となります。しかるに、朝鮮半島、韓国から米軍は撤退をいたします。韓国の軍隊の増強の度合いはあります。そうすると、この全体のトータル・フォースは、日本側の何らかの形をもつて埋めざるを得ないことになっていきます。そうなりませんか。

○政府委員(山崎眞則君) これは私どもの米側から見るとトータル・フォースといふものの中で、日本の自衛隊といふものがあり得る範囲といふものは、これは越えることのできない線があり、きちんとしたワクがありますから、それを越えたものは日本側が応ずる前提が全く存在しないといふことになりまして、いま言われたようなアメリカ側が総合戦力構想を持ったにしても、日本においては、日米の關係から始まって、その周辺國における問題にも、日本のいまま全く別個の連帯できない、いわゆる俗に言う専守防衛といふもののみの力しか持っていないといふことが、これは現在も過去も、そして将来にわたつても守つていくわけでありまして、その戦力構想の中に日本の力というものが組み入れられていくことはないし、

私どもはそれにまた応ずる意思はありません。

○上田哲君 念のために申し上げるけれども、トータル・フォース・コンセプトは、日本を攻撃的な軍隊として、日本自衛隊を攻撃的な軍隊として規定することを前提としてはいません。専守防衛というものをみ込んだ上でも、当然にその兵力として加算をしているわけですから、そのことは私は御説明にはならないと思うのです。で、日本の自衛隊が、国是の中で、つまり憲法の制約の中で、どこかへ出かけていくことができないというところであつたにせよ、それを含めてトータル・フォース・コンセプトの具体的な骨組みはでき上がっているものであつて、当然に、たとえは在日米空軍が韓国の基地と日本の基地とを交互交流する等々の事柄からしても、この関連を軍事的に否定するということは、むしろことばのあやにすぎないと思うのです。まあしかし、ことばの議論になつてはいけません、軍事的要素は全くこの貢献の用意という中に含まれないと言われても、たとえは直接の戦闘用兵器ではなくても、通信機

器であるとか軍用トラックなどの軍需資材を援助するとか、あるいは開発援助、経済協力のかきねを越えて、そうして間接的な援助形態をとつていく、こういう形というものが皆無であると断言できますか。

○政府委員(大河原良雄君) 首脳会談のころであつたと存じますが、米側から日本に対して、韓国に対して、たとえば通信器材、トラック、こういうふうなもの、援助を求められるであろうと、こういうふうな報道があつたのを記憶いたしておられますが、米側からはこの種の話を一切受けておらなかつたわけでございます。

○上田哲君 ちよつと私はよくわからなかつたんですけれども、私がいま申し述べたような懸念は全くないという意味ですか。

○政府委員(大河原良雄君) ただいま私御答弁申し上げたのは、新聞報道等によりまして、米側からそういうふうな具体的なものについて日本に

対し韓国に対する援助要請があるであらうと、こ

ういうふうな報道が行なわれておつたわけでございますが、米側からはこの種の具体的な要請に全然接しておらないと、また、首脳会談でもそういうふうな話は全然出ておらないということを私申し上げたわけでございます。

○上田哲君 私が申し上げているのは、具体的な直接的な軍事援助という要請ではなくても、たとえば通信機器の援助であるとかなどの軍事的援助とみなさるべき間接援助方式というものがとられることはないので、それが皆無であるということとを断言できますかと言っているんです。

○政府委員(大河原良雄君) 政府としては、かねて紛争を激化に導くような趣旨の輸出援助はいたさないというのを申し上げておられます。したが

いまして、今後ともその種の援助は行なわないということは申し上げたいと思ひます。

○上田哲君 その辺が非常にあいまいになつてくるんです。私のほうも、これとこれだということ

をいま具体的な結果の問題として見せるわけにはいきませんけれども、その辺のところは、なるべくそういうふうにしなさいのだということでは今日の疑惑に答える答弁にはなりません。そういうお

それがないようにこれだけの予防措置をとるのだということ、これを明確にしてもらわなければ、いかなる資材も軍事用に使用しないということはないのだという議論になつてきます。そもそもこの問題の根底にある間違ひは、政府の従来とつてきてい

る安保ワグ組み論と、政府の従来とつてきてい

論といふものが緊張緩和の助長に役立ったのだという認識、そのこと自体に大きな問題がありますけれども、しかし、議論の共通の場を求めるとい

へ、安保ワグ組み論を百歩譲つてとるとしても、今日、朝鮮半島に向かつては何らかの軍事的影響

力を与えることに結果するような一方の援助といふものは差し控えることが、ベトナム問題について、朝鮮問題についても同じように重要なとき

に來ている。これが日本外交の基礎でなければならぬと思ひます。

しかるに、ここで朝鮮半島の問題を、佐藤・ニ

クソン声明のときの朝鮮条項をさらに強化するよ

うな認識を与えるような貢献の用意というやうなことを表立ってごくく切り込んでいくというこ

事になると、これは私は非常に極東における不安要素を高めることにならざるを得ない。特に与党の一部には国連軍への軍事派遣というものを具体的に唱えている、公式に唱えておる部分もあら

れようでありますから、そういう問題にできるだ

けぬとめをかけることが大切だという認識にも立

たれたるならば、いまのような御答弁はなほだ

不十分と言わなければならぬ。非常に狭い海域

で境を接している朝鮮半島とわが国列島との間に

軍事的な関連が、たとえは先ほど久保防衛局長が

三国空間における軍事的連帯はないのだと、今

後もあり得ないと言われるけれども、たとえば

フォーカス・レチナなどの作戦のときに韓国へ飛

來したあの空軍部隊がちゃんと日本の基地に立ち

寄つていてはありませんか。逆なコースも可能

になつていきます。これは三角点で連帯プレーの

基地を提供しているということ、もうこれはだ

れでも否定することのできない事実なのであ

つて、そのような軍事的にきわめて連関性の強い

範囲の中にあるわが国が、今日このやうな危機感

のある朝鮮半島に向かつて、できるだけその緊張

を激化しないやうな方途を講ずべきであるにもか

かわらず、まかり間違へばそういう可能性がある

かもしれないというところに対して、まあその程

度の心配はないやうにするんだというやうなこと

ではいけないのだらう。もつと言うならば、その

時期に何であつて好んでこのやうな強い表現の

声明を出さなければならなかつたのかというところ

に非常に不安を感じるわけでありました。

その意味で、私がここで言いたいことは、具体

的な紙をかざして、立証して、突くやうなわけに

はいかぬのでけれども、今日金大中事件等が発生

をして、日韓関係が非常に微妙になつてい

るにもかかわらず、両国のアメリカを媒介とした軍事

制といふものだけは、その影響を受けないとい

うことがしきりにいわれていきます。これはもう軍事

専門家や軍事当事者の間では日常常識的なこと

として使われているのであります。皆さん自身も

そのことを耳にされるのであります。こういう

ことを大きな安全弁としながら、経済関係の断絶

ということがあるいは行なわれるかもしれない

というやうな風潮を耳にします、非常に強腰の姿

勢が他の地から寄せられるというこにもなるの

ではないかと私は危惧をします。そういう面

で、一口で言つてしまつてはしかたがないので、

いろいろ申し上げたのだが、韓国に対して、朝鮮

半島に対して、今回の共同声明に基づく軍事援助

といふものは、直接はもちろんのこと、いかなる

間接的な懸念においても、いささかもこれは危惧

を持たれるやうな形ではやらないのであるとい

うことをきちつと確認をしていただくことができ

ますか。

○政府委員(大河原良雄君) 共同声明にもうた

れておりますように、両国政府が希求してござ

いますのは、この地域における平和と安定である

わけでございます、日本政府としても、この地域の

平和と安定に逆行するやうな措置をとるべきで

はないというのを申し上げたいと存じます。

○上田哲君 韓国から米軍の引き揚げがあり

ますね。その引き揚げといふことは、すなわち、わ

がほう側の義務負担の増大といふことにはなり

ませぬ。

○政府委員(大河原良雄君) シュレジンジャー

国防長官がテレビ会見におきまして、一年ないし

一年半後に韓国からの米軍の撤退があり得るとい

うことを言つたといふふうに報ぜられております

けれども、シュレジンジャー国防長官は、緊張緩和

を前提としていふことを言つていふやうに承知

いたしておられます、米側がどういふ状況にお

いて、どういふタイミングで具体的な米軍の撤退

を考えているのかといふことにつきましては、必ず

しも具体的なことが明らかにされておらないわけ

でございますが、いずれにいたしましても、将来

朝鮮半島からの、あるいは韓国からの米軍の撤退

といふものがあるといふ事態を想定いたします

すな

らば、これはこの地域における緊張の緩和がさらに進むというのを前提としてのものであるというところは当然考えられるわけでございます。そういう状況のもとに、どういふ米軍の配置体制というものが考えられるのかというところは、その段階における問題であらうかと存じます。

○上田哲君 その段階における問題だとは思いませんけれども、特に今日の問題としてはシェンガーがあるいは米政府の見解として、今年度計年度じゅうにはないものとしていたものを、今年度計年度じゅうにもという言い方で、しかもその理由を韓国の独裁政権に対して制肘を加える、反省を求めるという立場においても撤退ということを考えるという表現が伝えられています。

この際、山中長官に伺うけれども、そういう軍事援助——軍事援助といふよりも、軍事連携をそのような形で進めていたアメリカの国防総省から、韓国の独裁政権に対する警鐘を打つという姿勢をそのような形であらわそうとしていると伝えられる以上、今回の日米首脳会談の中の声明で、貢献の用意という部分についても、一番近くにある隣国が、これに類するようには言いませんけれども、やはりきびしい姿勢でその貢献の用意についても手綱を引き締める用意ありという姿勢を持つべきではないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう局長が言っておりますように、軍事的な肩がわり、あるいは共同の援助というのではないと、こう言っているわけでありまして、したがって、もっぱら国のそういう韓国に対する具体的な姿勢、援助内容、そういうものにかかってくるわけでありまして、いよいよ軍事的な意味における、日本側がこれからこの共同声明を受けて戒めていかなければならぬという点は、共同声明そのものが軍事的な問題に触れざる合意であるということでありまして、したがって、その点は私どもとしては特別に変化はないものと考えます。

○上田哲君 これは非常に歯切れも悪いし、姿勢も弱いと思います。金大中事件が起きて以来、最初のころは少し——初めのころに比べると、どうも政府の姿勢がだんだん歯切れが悪くなってきたというところをいまでも感ぜざるを得ないんですが、今回のこの貢献の用意についても、軍事要素を含まないのだというのを再三にわたって国会で強調されるというこの意味を私はむしろ重視しておきますけれども、正文にはそのようなことはちつとも書いてないわけですが、だからその発言を私は大いに受け取っておきたいのですが、それならばこそ、アメリカの軍事援助であれ、韓国独裁政権への一定の制肘を加えようということをおっしゃるおとときに、わが国の——軍事援助じゃないのですから、もつとやりやすいわけでありまして、もつとすつきり、韓国の独裁政権、あの専制のありように対して、隣国民主国家としてのありようを示すということには私は政治の見識としてもあつてもいいと思ふんです。しかし、抽象論であるよりも一歩踏み込んで言うならば、政府は従来金大中事件に關して、これが主権を侵犯するものであるならば経済関係を切るということを、それを含みに一定の意思表示を果敢に行なうということとを明言をされております。

この機会に国務大臣としての山中長官に伺いたいのでありますけれども、その事態よりもすでに今日韓国政府は、日本国国会の決議に対してさきと感ずる干渉的発言を行なっております。これはK C I Aがどのように動いたというふうなことの推定よりも、さらに大きく公然たるフォーマルな主権の侵犯であると思ひます。あまつさへ説新聞の特派員の記事について、この日本の報道を批判し、その支局を閉鎖し、特派員を国外追放するといふような形になっているときに、主権の侵犯を口にするのであるならば、日本国政府は、もうこれ以上の主権の侵犯はないのだという立場で断固たる姿勢を今日とするのでないならば、国会におけるわれわれの議論は、一体どのような権威

と立場において進展することになるのかということに比べると思ひます。私が言いたいことは、そのうしろにもつと強固な日米韓軍事体制のきずながあるということ。日本が韓国からその援助の手を引くということとは、アメリカへの思惑でできないのだというふうな安心の中で水が逆流して、韓国の極右姿勢が日本に向ければ、こともあらうに、国会決議に対して中傷的干渉が加えられるということになるのであつては、特に防衛庁長官の任務も重かるうと私は思ふんです。まあそこそこはお答えが出来るうと私は思ふんです。まあそこそこはお答えが出来るうと私は思ふんです。まあそこそこはお答えが出来るうと私は思ふんです。

○国務大臣(山中貞則君) 金大中事件で私に心がまえといふものを聞かれてもちょっと困るわけですが、主権の論争でいへば、私も防衛庁、自衛隊が考えている主権とは、私たちの国の安全と平和といふものを危うくする領海、領空もしくは直接国土への急迫不正の侵害、あるいはまた間接侵略の形態をとつた侵害といふものがあつたときに対応するのであります。その意味における主権の侵害といふものは、今回は当てはまらないと思ひます。法治国家としての独立国家の法形態の中の主権の議論であつて、私の立場における主権の問題は今回の場合には存在しないであらう、そう思ひます。

○上田哲君 非常におかしな議論でありまして、まさにシベリアンコントロールをどこかに置き忘れてきたのではないかと。国務大臣としての、シベリアンコントロールとしての防衛庁長官に私は何っているのではありませんか、おれのところは鉄砲が攻めてこなければ関係ないのだというふうな発言が国会の中でまかり通るのであつては、これはたいへんなことになるのです。私は防衛庁長官としての山中大臣自身に伺っているのではない。日本国政府を代表する国務大臣の一人として、国会の場における議論としての責任ある答弁を求めているのは、今時点において、私も国会議員の一人としていま発言の場を得ているこの機会に、韓国の今日までの言動を、日本国政府は主権の侵犯があれば容赦はせぬという言い方をされてきた。その主権の侵犯といふことであるならば、今日韓国政府が日本国国会の決議に対して行なっている発言といふものは主権の侵犯ではないのかということをお断を求めている。これは防衛庁長官だから答えられないという話とは全然違ひ、次元の一つ高い問題であります。あるいはもつと基本の問題であります。その立場において、もし防衛庁長官がこれを主権の侵犯と考えるのであるならば、内閣の構成員の一人としてどのような態度をとられるかといふことを、閣僚として私は見識を問うているわけですが。

○国務大臣(山中貞則君) まあ、お気持ちはわかりますが、閣僚としての見識を問われても、事件は法務省の問題、これらの問題の交渉事は外務省、全体の、外務省の交渉についての政府の姿勢は内閣全体を代表して総理、官房長官という形でいま行なわれておりますから、総理が、個々の大臣がみだりに、発言の表現等には注意するようにと言われております。テレビ対談等言われたさうでありますから、私の所管のどこかにひつかかっている問題ならば、これは答弁逃げるのはひきょうでありますけれども、私自身の個人の国務大臣としての見解、防衛庁長官でないものとして言えという立場では、ちょっとお答えいたしかねる範囲かと思ひます。

○上田哲君 山中さんにしちや、それはね、やっぱり間違ひですよ。何かのアクシデントがあつて、あなたが総理の代行をなさることもあり得るであります。そうして総理の代行を具体的に指名されていないときは関係がないのだということでは閣員構成員としての意味はないであります。

たいへんなことになるのです。私は防衛庁長官としての山中大臣自身に伺っているのではない。日本国政府を代表する国務大臣の一人として、国会の場における議論としての責任ある答弁を求めているのは、今時点において、私も国会議員の一人としていま発言の場を得ているこの機会に、韓国の今日までの言動を、日本国政府は主権の侵犯があれば容赦はせぬという言い方をされてきた。その主権の侵犯といふことであるならば、今日韓国政府が日本国国会の決議に対して行なっている発言といふものは主権の侵犯ではないのかということをお断を求めている。これは防衛庁長官だから答えられないという話とは全然違ひ、次元の一つ高い問題であります。あるいはもつと基本の問題であります。その立場において、もし防衛庁長官がこれを主権の侵犯と考えるのであるならば、内閣の構成員の一人としてどのような態度をとられるかといふことを、閣僚として私は見識を問うているわけですが。

○国務大臣(山中貞則君) まあ、お気持ちはわかりますが、閣僚としての見識を問われても、事件は法務省の問題、これらの問題の交渉事は外務省、全体の、外務省の交渉についての政府の姿勢は内閣全体を代表して総理、官房長官という形でいま行なわれておりますから、総理が、個々の大臣がみだりに、発言の表現等には注意するようにと言われております。テレビ対談等言われたさうでありますから、私の所管のどこかにひつかかっている問題ならば、これは答弁逃げるのはひきょうでありますけれども、私自身の個人の国務大臣としての見解、防衛庁長官でないものとして言えという立場では、ちょっとお答えいたしかねる範囲かと思ひます。

○上田哲君 山中さんにしちや、それはね、やっぱり間違ひですよ。何かのアクシデントがあつて、あなたが総理の代行をなさることもあり得るであります。そうして総理の代行を具体的に指名されていないときは関係がないのだということでは閣員構成員としての意味はないであります。

しょう。國務大臣としての立場は、当然に防衛庁長官の上にあるべきものです。そうして委員会制度というものは、常に國務大臣としての見識を各議員から求められるべき場であります。そういう意味で私は、一番基礎にあるべき主権の侵犯というこの認識を問うていられるのであります。防衛庁長官であるから、たまたが飛んでこなければ主権の侵犯にはならぬという表現がもしこの場から明らかにされていくことになれば、日本の閣僚の見識の狭隘さが問題になるであらうでしょう。私は山中長官にそのような認識を持ちたくないのではありません。堂々たる見識を、日本の主権を背中に背負った立場で、このようなことが許されるのかどうかというのを、しっかりと御回答をいただきたいのであります。

○國務大臣(山中貞則君) 私に何か言わしてやろうというお気持ちにはよくわかります。(笑声) しかし、國務大臣の立場で自由奔放に答弁しろと言われても、それだけでは自分の任命された職責というものに基いて、関係があるならば答弁を逃げ回るのはひきょうである。しかし、この事件は閣僚が主権の侵害あるいは言論への外国の干渉等なことばでもって、そういうことを君はどう思うかと問われても、それはいわゆる政府として、あるいは対外姿勢ならば外務省として、事件ならば法務省として処理して、当たっておりませんので、個々の閣僚が全く関係のない事件に意見を表明することを差し控えたい、こう言っておるわけでありますから、決して見識がないとか次元が低いという問題ではないと思えます。

○上田哲君 行政権の行使については、閣僚は連帯してその責任を負うことが書いてあります。国会に対してその責任を負うということが書いてあります。

法制局、来ていますか。

○國務大臣(山中貞則君) 知っています。

○上田哲君 いや、法制局がいるでしよ。

○政府委員(角田礼次郎君) 憲法の、國務大臣は

「連帯して責任を負ふ」という規定は、いまおっしゃったとおりであります。

○上田哲君 それを十分に知悉した上で、いま言いたくないのだと言われるならば、これはしかたがないです。しかたがないです。これは、私は非常に残念であります。

念のために伺います。ここで、この主権問題について日本国政府が韓国に対してとってきた経過はお尋ねすることはできないのですか。

○國務大臣(山中貞則君) まさに私の所管外のこととあります。

○上田哲君 では、答えなければならぬ最低の問題として、一言だけ何っておきます。

國權の最高機関である日本国国会の論議に対する韓国政府からの批判は許せないと私は思うけれども、御意見はいかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 当然、内閣として判断をし、外交ルートを通じての折衝が行なわれるだろうと思えます。また、そのような意向も官房長官等の談話の形で表明されていると思えます。

○上田哲君 これ以上やってもむだですね。これは長官、もっと日本政府はしっかりせよといかぬことになるんだ。あるいは総理がTBSとかどこかでそういうようなことを発言されて以来、またきつと何となく毛穴が縮まったような感じが私どもには受け取られる。これはよくないです。日本国国会の権威というものは、われわれも含めて、やはり閣僚がこの際大きくそれぞれの分野から積極的に発言をされるべきで、軍事侵略などを放棄したわれわれの国や平和時に於ける最大の勇氣でなかなかならぬと思えます。いろんな立場はおありであらうけれども、できるだけ今日、日本国の政治の権威、このことに対して積極的な発言をされるように期待をしておきます。あまつさえここに、軍事的要因のかね合いかから、あるセクシオンが拘束を受けるような雰囲気、こういう雰囲気は起きないことを私は心から念願をするんです。これはまたもう少し事態の進展の中でデー

タをあげ得るような状態があるならば、少し突っ込んでお話をしたいと思えますけれども、そういう見識をやはり私は山中長官に、國務大臣の勇氣として求めておきたいと思えます。

先ほど来いろいろ出ておりますアジア地域の問題になるんですが、ちよつと外務省に聞いておきますが、軍事的な協力、支援というのはいらないのだ。しかし、経済的な交流発展ということは当然な努力にならなかならない。となれば、ここ北ベトナムあるいは北朝鮮、そういう国々との経済交流の促進というものは、これは遅延途逕を断じては先ほど来の主張が全く内容を失つてくると思っています。

そこで、もうしばらく伺いますけれども、この地域に対する輸銀の問題です。一体これはどういうふうな方向づけをしていくつもりですか。

○説明員(中江要介君) 北ベトナム及び北朝鮮に対する輸銀の使用に関しては、いままで再々外務大臣も御答弁になっていると思えますが、日本政府としてはケース・バイ・ケースに考えていくという姿勢で、このケース・バイ・ケースというときは非常に否定的に使われる場合と肯定的に使われる場合があるんで誤解を招きやすいが、文字どおりケース・バイ・ケースでやっていくのだというのが大臣の御方針でございまして、北ベトナム、北朝鮮、いずれにつきましてもその点は同じでございまして、具体的なケースが出てきたところからケース・バイ・ケースに考えていくと、こういうこととございまして。

○上田哲君 この問題については、もう一つ同じようなケースが、ちよつと飛びますけれども、キューバがありますから、あわせて伺いしてもすけれども、特にその中で北朝鮮の貿易事務所、この東京設置はどうなりますか。たとえばイギリス、フランス、西ドイツはもう持っていますね。

○説明員(中江要介君) 外務省といたしましては、現段階で北朝鮮に貿易事務所を設置するといふことは時期尚早である、こういう考えでござい

ます。

○上田哲君 それじゃケース・バイ・ケースなんて言ったって、やらないということじゃないですか。やろうという芽がないではないですか。

○説明員(中江要介君) 先ほどケース・バイ・ケースと申し上げましたのは輸銀使用の問題でございまして、貿易事務所の設置といふこと、これは一つのエスタブリッシュメントといふことで、その処遇の問題、そこに派遣される人間の取り扱いの問題、そういういろいろな複雑な問題もございまして、いま北朝鮮にこういったたぐいの事務所を置くといふことを検討するには、まだ時期尚早であるといふのが私どもの判断でござい

ます。

○上田哲君 ところが、その輸銀のケース・バイ・ケースといふのは、これはいままでのケース・バイ・ケースよりはもう少し前向きになっておるんだという言い方をされるんだけれども、ちよつとも前向きになっていないではありませんか。たとえば、申請がないからケース・バイ・ケースと言ったってしょうがないんだという御答弁があり得るらしいけれども、申請を受け付け

ないところで押えてしまつて書類を受け取らない、これは記録には残りますがね。積極的にこれはオーケーだといふことにならなければ進んでいかないではありませんか。

だから、具体的に聞くよりしかたがないんだけれども、たとえば北朝鮮に大型プラントの輸出の輸銀の使用を認める、その腹はありますか。

○説明員(中江要介君) 外務省では、目下、その件についてイエスかノーかを言うところまで検討が進んでいるという状態ではございません。したがって、その具体的な申請の内容について、さらに審査といひますか、調査が進みました段階で決断することにならうかと思ひます。

○上田哲君 わかりました。そうすると申請は受け付けるんですね。申請を受け付けて、ケース・バイ・ケースでこれをオーケーにするかしないかということになるんですね。いまのところは初めから受け付けないわけだ。窓口で返しちゃうっているわけだ。窓口で返しちゃうって、これ申請がないからケース・バイ・ケースと言ってるや、それはやりようがないですよ。生徒がいらないんだから教えるようがないんだと言っているればそれまでのことで、入学させないんだもの。こういういいかげんなことはもうだめですよ。特に、一方で日米首脳会談なんて、鳴りもの入りであそこまでやってきたのだから、もうこれは、国会答弁でこのところは済むんだけれども、これまで。もういいんじゃないですか。

いまはつきりしておきたいんだけれども、書類を持ってくれば受け付けるんですね。
○説明員(中江要介君) 手続的には、書類を受け付けるのは外務省でございせんので、それは……。

○上田哲君 そんな言い方をしないで……。通産、来てましょ、通産……。

○政府委員(渡野滋君) お答え申し上げます。ただいまの先生の御質問の——まず問題が二つに分けられると思います。

一つは、まず延べ払い案件でございまして、設備等につきましては輸出の承認の申請が出てまいります。これは私どもは受け付けるものは受け付けております。

ただ、おそらく先生の御質問は輸銀の金を使うかどうかであろうと思いますが、輸銀はお金を貸してくれという申請がございまして、政府の方針がきまるまで、それはちょっと待ってこれというところで保留になっておるのが現状じゃないかと思えます。

○上田哲君 まだそのままだいんですか、これか。

○政府委員(渡野滋君) ただいまの件につきましては、外務省からも御答弁がございましたように、今後の国際情勢等の推移等をいろいろ勘案しながら、関係各省の間でどういう取り扱いにするかはこれから十分検討していきたい、こういうふうに考えております。

○上田哲君 じゃ、具体的に聞きますよ。

東洋レーヨンのタオル工場はどうなりますか。

○政府委員(渡野滋君) タオル工場の件につきましては、私もそういう計画があることを担当の局のほうで伺っておりますが、まだ申請書は受け付けていないと、たしか私はそういうふうに記憶しております。

○上田哲君 だから、これも受け付けないで終わってしまったケースになるんですか。

○政府委員(渡野滋君) 通産省といたしましては、どこの国とも経済関係を友好裏に伸ばしていきたいという基本的な考え方を持っておりますが、この輸銀使用という問題につきましては、当省だけでは片づかない問題がございまして、政府全体の問題として、国際情勢の推移等を見ながら十分検討していくこととございまして。

○上田哲君 そこで、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

○上田哲君 そうですね、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

○上田哲君 そうですね、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

○上田哲君 そうですね、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

○上田哲君 そうですね、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

○上田哲君 そうですね、外務省なんですね、外務省がオーケーと言えはいいわけですよ。通産省は全部知っているんですよ、来ているの。受け付けてないんだしたら、ほんとうに来ていないんだしたら、知ってるわけがない。受け付けるということと、オーケーになったときしか紙は通らないという話、それはもう全部前にできるといいます。どういふこととでございまして、オーケーなんですか。

のどから手が出るような状況ですよ。日本を尊敬しております。何でいけないうのかと言えは、さる日、中南米在外大使館が全部集められて、アメリカさんのオーケーが出るまではだめだよと言われているという紙が回った。その紙が失効したという話があった。だからホワイトハウスに向かつて、カストロなんかのいるキューバではあれだけのインバランスでありながら、どうしてもこのところの手を出さなければいけないのだということになっている。このことがほんとうでないのか、ほんとうなのか。もし、これがほんとうでないというのなら、もう何もこのところをとりまわすを閉じておく理由は私はないと思うのですけれども、きちっと答えてください。

○説明員(大口信夫君) キューバにつきましては、北朝鮮と御承知のように事情が違いますが、いまして、すでに日本とは外交関係がございまして、大使も交換になっておるわけがございまして、したがって、キューバに対して輸銀を使わせないという方針をきめておるわけではございせんし、また貿易等々の規制措置はしておらぬわけがございまして、ただキューバをめぐります国際情勢に独特なものがあるわけがございまして。御承知のような米州機構、OAS、これはアメリカを含めまして、キューバを入れた二十四カ国でございまして、このOAS、米州機構が一九六四年にキューバと断交をいたしました。その後、六七年の決議におきまして、大臣会議の決議におきましても、キューバに対しての行為を非友好的とみなすというふうな決議もしております。また、アメリカの対外援助法によりますと、これは日本だけではございせんが、いかなる国でもキューバに援助をしたものは、その国に対して援助を停止するという規定もあるわけがございまして。そういうたがびしいキューバをよく承知しておられまして、相当慎重に対処して

おられるんじゃないかと思っております。

最近、御承知のように、キューバに対するこのOASの国際情勢が多少緩和のきざしを見せております。すなわち、かねてからキューバと国交のありましたメキシコをはじめといたしまして、その後チリ、ペルー、最近ではアルゼンチンといった国が国交を回復いたしました。また昨年六月には、OASの総会で、ペルーの決議に基づきまして、ひとつ国交回復しよるじやないかという決議案が出されましたけれども、反対十三、賛成七、棄権三という票数でもちましてこれは否決されたわけがございまして。

まあ、そういうことで、いろいろ述べましたけれども、結論的にはなおOASのキューバに対する従来の政策は変わっていないと言わざるを得ないのでありまして、われわれといたしましては、そういった国際情勢のさらに進展を待つて対処していきたいというふうに考えております。

○上田哲君 その進展を待つて対処するということですが、見通しですよ。経過は私も大体わかっております。で、さっきのポイントは少しづれているのだけれども、それはちょっとおきまして、見通しはどうなんでしょうか、対処の方針。

○説明員(大口信夫君) いま申し上げた国のほかに若干島国等の小国、あるいはエクアドルとかペネズエラといったような国もだんだんキューバと国交を回復する機運にありますので、私は担当者として、比較的時間の問題ではないかというふうな感じがいたしております。

○委員長(高田浩運君) 四十五分まで休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後三時四十五分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

引き続き質疑を行ないます。

引き続き質疑を行ないます。

引き続き質疑を行ないます。

○上田哲君 大蔵省——やってください。

○説明員(松室武仁大君) 大蔵省の投資三課長でございすが、先ほど御質問のございました北朝鮮及びキューバに対する輸銀使用の問題につきましては、大蔵省といたしましては、通産省及び外務省から御答弁ありましたように、今後ケース・バイ・ケースということで検討するということ、答弁は同じでございます。

○上田哲君 では、そうした前向きな努力、時間の問題だという御答弁もありましたから、時間の問題として、きわめて早い時期に輸銀の使用という段階に至ることを具体的に期待をしながら別の問題に入ります。

SR71問題について伺います。今月の十六日にアメリカの国防総省筋によつて、戦略偵察機のSR71が沖縄の基地から停戦後のカンボジアへ偵察飛行に飛び立ったと、こういうことがブリーフィングの中で明らかにされました。この超優秀の偵察機SR71が沖縄から飛び立ったということ自体が戦闘作戦行動の一環であるわけですし、安保条約の事前協議の対象として、また、カンボジアへ向かったことが安保のいう米軍駐留目的の極東の範囲を越えるものだという立場から非常に重大な問題を含んでいると思ひます。戦闘作戦行動の一環として当然事前協議の対象になるはずだという点について、まず見解を承りたい。

○政府委員(大河原良雄君) 事実関係からまず申し上げたいと存じます。

十六日の国防省における記者会見におきまして、沖縄から発進したSR71がカンボジアの上空の偵察を行なったというふうにとられる報道があったわけですが、この点につきましては、米側に確かめまして、この点につきましては、米側の記者会見におきましては、SR71がカンボジア上空の偵察を行なったかどうかということについての発言が行なわれおらない。また、かりにSR71がカンボジア上空の偵察を行なったとして、それが沖縄から発進したSR71であるかということについても全く言及がないということござい

ました。記者会見の事実関係について確かめました限りにおきましては、ジェームズ中將という国防省のスポークスマンに對しまして記者団から質問がございまして、その中でジェームズ中將は、非武装の偵察がカンボジアで行なわれているということを一応うたてております。

もう一つ、記者団の質問が、SR71のような高度偵察を行なう飛行機がその偵察を行なっているのかという質問に對しては、その事実関係を自分では知らないという答弁をいたしておるわけでございます。したがって、これについてわれわれといたしましては、米側に照会いたしました限りでは、米側といたしましては、沖縄のSR71がカンボジアの上空の偵察を行なつたかどうかということについて、その事実を確認しないということをお答し

てきています。○上田哲君 問題が二つに分かれるんですがね。非常におかしいことは、国籍不明機ならともかく、米軍のSR71がカンボジアへ行ったか行かないかがアメリカによつて確かめられないはずはない。それからもう一つは、そのことがあつたとするならば、それは一体、たとえば戦闘作戦行動の一部であるとか、事前協議の対象であるのかどうかという論議、これはやっぱり二つ立てておかなければならぬと思うのです。

まず、第一点ですけれども、どうして確認するところではないなどという妙な言い方になつてくるんですか。

○政府委員(大河原良雄君) 米側は、かねてこのような行動については、そのつど事実を明らかにする立場にないということを言っているわけでございます。ただし、沖縄に駐留しておりますSR71の行動については、これは安保条約のワケ内において行なわれているものであるということをお

わせて言っているわけでございます。

○上田哲君 このジェームズ中將のブリーフィングで話題になりましたね、これはたいへんなことだということでも日本の外務省はさうすぐ見解を明らかにしたと。どうもまだアメリカ側が何にも言

わない間に外務省が事前協議の対象にならないとか、極東の範囲を越えないとかというふうな意見を表明するということ自体が私にはたいへんおかしいと思ひます。そのことはどうですか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71につきましては、沖縄返還の当時以来、沖縄に駐留しているというところにつきまして種々国会で御議論があつたところでございます。そういうふうな経緯を踏まえて、私もどもいたしまして、かねてSR71の行動につきましては深い関心を持ってきたところであるわけでございます。

八月の十六日に、たまたまそういうふうな、先ほど来申し上げております報道がワシントンからありましたので、直ちにその事実関係を照会し、先ほど御答弁申し上げましたような回答があつたわけでございますが、外務省におきまして記者団からこの問題について照会がございました際に、米側としてはそういうふうに申し上げているようなことを回答してきています。しかしながら、万が一SR71が沖縄から飛び立ってカンボジア上空の偵察を行なつていゝる事態があると想定して、このような事態は、米側が説明しているとお

り、安保条約のワケ内のもので考えられると、こういうことをコメントした経緯があるわけでございます。

○上田哲君 そこで、その二つ目の問題に入るのですけれども、じゃ、そのことがあつたとして、どうしてこれが事前協議の対象にならないのですか。それはもう明らかに重要な戦闘作戦行動の一部であると理解しなければならぬと思ひます。なぜそうじゃないんですか。

○政府委員(大河原良雄君) 安保条約にいう事前協議の対象となります戦闘作戦行動のための施設・区域の使用につきまして、従来政府として、偵察行動は、偵察活動は安保条約にいう事前協議の対象とならないという立場を一貫してとつてきておりますので、SR71が偵察行動を行なつていゝるという限りにおきましては、これは事前協議の対象となる行動ではないと、こういう解釈を従前

ずつとつけてきているわけでございます。

○上田哲君 水かけ論にはしたくないんだけれども、偵察行動がどうして戦闘作戦行動の一部であり得ないのか、このところがはっきり明確にならないんです。特にSR71というふうな、これだけすごい性能の偵察機が戦闘作戦行動の重要な一環をなしていないなんてばかなことはあり得ないんです。それでなければ、また何で政府が沖縄におけるSR71の存在にそんなに神経をとがらさなければならぬのか、これはたいへんおかしいことになりませんか。だから、どうしてこのSR71の偵察行動というものが戦闘作戦行動の一部ではないというところになるのか、そこをひとつ明確に説明してください。

○政府委員(大河原良雄君) 安保条約にうたわれております事前協議の対象となるものにつきましては、昭和三十五年以来国会において議論が行なわれてきているところでございます。その間政府といたしましては、戦闘作戦行動のための米軍による施設・区域の使用という点に關する態度を一貫して申し上げているわけでございます。偵察行動は、その意味における事前協議の対象となる行動は、その意味における事前協議の対象となる行動ではなく、したがって事前協議の対象となる行動ではないという解釈を一貫してとつてきておるわけでございます。

○上田哲君 念のために、じゃ、そのSR71の性能を言ってみてください。

○政府委員(大河原良雄君) ジェーン航空年鑑によりますと、高空航行可能高度は二万四千メートル、その高度におきまして最高速度はマッハ三と、こういう性能を持っているとのことでございます。

○上田哲君 二万四千メートルの超高空ですから、対空砲火で撃ち落とされる心配もなければ、カンボジア上空なんか一時間飛回ることができる。これは完全に戦闘作戦行動の一部をなしているのですよ。三十五年以来云々とおっしゃるけれども、明らかにこれは、もうこれだけの高性能の偵察飛行というものが戦闘作戦行動の一部をなさな

なんていうことになったら、議論にならないと思うのですが、たぶんこれは水かけ論になるんじゃないでしょうか。

もう一つ伺っておきたいのですが、この際、極東の範囲というのはどうなっていますか。

○政府委員(大河原良雄君) 安保条約により、極東の範囲につきましては、昭和三十五年の国会以来種々御議論があったところでございますが、政府としては、極東の範囲に属する統一見解を出してございまして、今日、その見解はもうそろそろ変わらないうえでございます。

○上田哲君 それをもう一べん言ってください。

○政府委員(大河原良雄君) 政府の統一見解によります極東の範囲と申すのは、かいつまんで申しますと、日米両国が平和と安全の維持に共通の関心を有している地域でありまして、こういう地域は大体においてフィリピン以北、並びに日本及びその周辺の地域であるというのが極東の範囲に関する政府の見解でございます。

○上田哲君 そうしますと、カンボジアはそのうちの部分に属しますか。

○政府委員(大河原良雄君) カンボジアは極東——ここについておきます極東そのものではないと言いますが、日本といたしまして、安保条約の適用上、平和と安全の維持に無関係ではないというふうに考える地域であります。

○上田哲君 そうすると、極東の範囲外に出ていくわけですね。この仮定の場合になりますけれども、極東の範囲外のところに行くということになるわけですね。カンボジアに偵察飛行なり、あるいは爆撃飛行なりが行なわれるということになれば、このことはおかしくありませんか。

○政府委員(大河原良雄君) 極東の周辺地域という概念がございますが、これはこの地域の平和と安全が日本にとって無関係ではないというふうに考えられる地域でございます。今回のいま御指摘ございましたカンボジアは、まさに日本としてこのように考えている地域であります。

○上田哲君 周辺地域という考え方が非常にあいまいでしてね、そんなことを言ひ出したらどこまでも行くことになるわけで、政府は、米軍の出動範囲が、相手方の攻撃や脅威の性質によって必ずしも極東に限らないという見解を述べたことがあるわけですが、こんなことになってきたら、事前協議というのとは一体どれだけの意味を持つことになるのか、非常に私はこれは危険だろうと思うのです。特にこのSR71などという、あなた方自身も気持ち悪い魔の飛行機だと思っているような超優秀の偵察機が、極東の範囲というものを一定のワックにしていたはずなのに、そこから飛び出してどんどん飛んでいく、全く歯どめがなくなってくるということになりませんか。この際、こういう報道が実際に確認されることではなかったと言われるけれども、われわれにとっては、たいへんあいまいな表現でまたやむやみにされてしまったと言ふ以外に、この問題に正確なコメントが与えられたとは思えない。SR71は、たとえば、本土にはないのですか。沖縄ではどうなっているのですか。それからこちら側がSR71について、こうした結果論の問題だけではなくて、常時どのような、チェックといかなくてもマークができるのですか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71は沖縄の嘉手納に駐留いたしております。本土にはSR71は駐留してないというふうに了解いたしております。また、このSR71の沖縄における駐留につきましては、沖縄返還交渉当時から問題でありました関係上、政府としては、SR71につきまして、先ほど申し上げましたようにかねて深い関心を持っているわけでございます。米側に對しまして今同様に照会いたしましたのも、そういう背景のもとに行なつたわけでございます。

○上田哲君 SR71の偵察行動というのは、私はもう明らかに疑惑の点だけからいって事前協議の対象に含めるというぐらゐの外交方針がなければ、国民の疑惑に答えることにはならぬと思うのです。そういう立場をとろうという意思はありますか。

○政府委員(大河原良雄君) 事前協議の対象となるべき行動につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、昭和三十五年以来真剣に国会等で御議論いたされ、また政府として取り組んでまいりました問題でございます。偵察行動そのものにつきましては、事前協議の対象となるべき戦闘作戦行動とは考えないというのが一貫した政府の統一見解でございます。その意味では、SR71も偵察行動を行なつておるという意味におきまして、戦闘作戦行動の対象となる事前協議の主題ではないというふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君 いや、伺いますが、SR71などというたいへんな超性能機が停戦後のカンボジア上空を飛んでいるというところが、アジアの緊張にとって好ましいことだとか考へになりますか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71がカンボジアの上空を偵察行動を行なっているかどうかという点については、事実関係は確認されておらないわけでございますが、いずれにしても、政府としては、ベトナムの和平協定が関係当事国によりまして誠実に実施されて、この地域の和平が文字どおりすみやかに実現し、永続する平和が達成されるということを深く希望している次第でございます。

○上田哲君 とすれば、好ましくないのだという表現として受け取るわけですが、とすれば、事前協議の対象に含めようという外交手順を踏むというところでないにしても、そのようなことが日本の国土である沖縄から、たとえ米軍基地といえども、そうした地域に飛んでいくというやうなことがないようには最大の手を打たなければならぬ、そのための外交手段を何らかの努力目標にしたいものだといふようなことには歩み寄ることはできませんか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71が沖縄返還交渉当時から問題になっておりましたことは、一つには、これが国際法に違反した行動を行なっているのではないかと疑念が国内に持たれておったわけでございます。政府といたしましては、この点の疑念につきまして米側にそのつど照会し、米側は国際法に違反するやうな行動を行なつておらないということを確言してきておるわけでございます。

○上田哲君 国際法に違反するかどうかの問題ではないんです。アジアの一国としてわれわれはアジアの安定、平和というのを希求するために、そのやうな魔の飛行機が停戦後のカンボジア上空を飛ぶなどというやうなことがもしあるならば、これは好ましくないことは言うまでもない。あなたもそれを間接的に認めました。しかし、あなたもそれを事実にチェックできるやうなものとしての外交努力というものをなさるべきではないか。これが安保条約にいう事前協議という項目にそれを含めるということは外交努力としてむづかしいにしても、そういうことをこのやうな、たとえフリーフィングのミスリードかもしれないけれども、問題が提起されたことを契機に、日本の外交努力として、そのやうなところに一歩、半歩踏み出すことが必要だという認識を持たれないかということなんです。

○政府委員(大河原良雄君) 私どももいたしましては、インドシナ地域にすみやかに真の平和がもたれるというのを常に希求しているわけでございます。また、政府が北ベトナムとの国交正常化のための交渉を行なつておられますのも、そういう方向への一つの努力というふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君 どうしやうもないですな。私の言うことは共感できませんか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71が非常に危険な存在であり、これが事実関係は確認されておらないまでも、伝えられているようにカンボジア上空の偵察行動を行なつておるということがきわめて望ましくないことであるという御発言というふうに伺いますが、その点につきまして米側は、

には、これが国際法に違反した行動を行なっているのではないかと疑念が国内に持たれておったわけでございます。政府といたしましては、この点の疑念につきまして米側にそのつど照会し、米側は国際法に違反するやうな行動を行なつておらないということを確言してきておるわけでございます。

○上田哲君 国際法に違反するかどうかの問題ではないんです。アジアの一国としてわれわれはアジアの安定、平和というのを希求するために、そのやうな魔の飛行機が停戦後のカンボジア上空を飛ぶなどというやうなことがもしあるならば、これは好ましくないことは言うまでもない。あなたもそれを間接的に認めました。しかし、あなたもそれを事実にチェックできるやうなものとしての外交努力というものをなさるべきではないか。これが安保条約にいう事前協議という項目にそれを含めるということは外交努力としてむづかしいにしても、そういうことをこのやうな、たとえフリーフィングのミスリードかもしれないけれども、問題が提起されたことを契機に、日本の外交努力として、そのやうなところに一歩、半歩踏み出すことが必要だという認識を持たれないかということなんです。

○政府委員(大河原良雄君) 私どももいたしましては、インドシナ地域にすみやかに真の平和がもたれるというのを常に希求しているわけでございます。また、政府が北ベトナムとの国交正常化のための交渉を行なつておられますのも、そういう方向への一つの努力というふうに考えておるわけでございます。

○上田哲君 どうしやうもないですな。私の言うことは共感できませんか。

○政府委員(大河原良雄君) SR71が非常に危険な存在であり、これが事実関係は確認されておらないまでも、伝えられているようにカンボジア上空の偵察行動を行なつておるということがきわめて望ましくないことであるという御発言というふうに伺いますが、その点につきまして米側は、

事実関係を確認しない、また国際法に違反してない、安保条約のワク内においての行動であるということを確認しているわけでごさいます。政府といたしましては、この地域の平和、和平の到達ということを強く希求しているわけでごさいます。

○上田哲君 そのような希求を米側に日常的に強く要求をしていくという姿勢を持ちますか。

○政府委員(大河原良雄君) 米側自体としてもインドシナ、あのベトナムの和平協定の調印ということを通じて、調印を行ないまして米軍の撤退を行なってきたわけでごさいますから、すみやかにこの地域に文字どおり永続する平和の到達というところを希求しているというところは間違いないと考えますが、その方向でさらに関係国の努力が行なわれることを期待したいと思えます。

○上田哲君 米軍の駐留目的にいう極東と米軍出動の範囲は同じですか。

○政府委員(大河原良雄君) 在日米軍が日本にあります施設・区域の使用を認められますのは安保条約に基づいて行なわれ得るわけでごさいます。したがって、在日米軍が日本にあります施設・区域を使用している行動というものは安保条約のワク内に限られることは当然であります。

○上田哲君 施設じゃないですよ。米軍出動の範囲ですよ。

○政府委員(大河原良雄君) 出動の範囲というのがいかなる態様をとりますか……。

○上田哲君 極東の範囲と出動の範囲ですよ。

○政府委員(大河原良雄君) 私が御答弁申し上げておりますのは、米軍が出動いたします際に、日本にあります施設・区域を使った形での出動ということになりまして、これは安保条約のワク内で行なわなければならないという点は当然のことでごさいます。

○上田哲君 そうなれば、沖縄から出ていってカンボジアまで行くことはいけなわけですね。

○政府委員(大河原良雄君) 私が先ほど御答弁申し上げましたように、カンボジアは日本にとりま

して、この地域の平和と安定に無関係ではあり得ないと考えられる地域でありまして、そういう意味におきまして、SR71が日本にあります施設・区域を使用することは許容される行動であるというふうな考えを持っているわけでありまして。

○上田哲君 完全に論理の矛盾が露呈してきたわけですね。そういう態度が私は全く対米従属であり、だからこういうブリーフィングが出た場合に、あたふたと米側の発表がない前に、事前協議の対象にならない、逸脱をしない、こういう発言になつてきたものと思えます。これはやっぱり、もう根本的にその姿勢を改めるべきときが来ているんですよ。明らかに三十五年当時の古証文を出すような形で今日解釈論を振り回していること自体が、新しい性能の飛行機に対応できなくなったというふうなこともあるわけでありまして、やっぱりそういうような御答弁では私は非常に不満であります。間違っていると思えます。論理の矛盾にやはりもっと明確に対処するべきだと思えます。そのことを強く指摘して、対米従属関係といわれても仕方がないこの姿勢から、もっとしっかりした姿勢で、こうした懸念を緊張緩和のアジアの中で解消していくように強く要請をしておきます。

次に、F4EJの空中給油問題を先般質問いたしましたけれども、例の二点給油問題で一定の決着を見ました。週日の予算委員会、総理が、空中給油はできないように改装する、こういう答弁をされたのでありますけれども、伺っておきたいのは、その後、この総理答弁はどのように具体的に実行されましたか。

○政府委員(山口一君) F4EJの空中給油装置につきましましては、先般先生の御質疑に対しまして総理からお答え申し上げました趣旨に沿いまして、その趣旨と申しますのは、地上給油の用には供されるが、空中給油の用には供されないように改装をするという方針に沿いまして、その後技術的検討を続けてまいりました。現段階におきましては、これは新しく地上給油のリセプタクルをつ

くらなければ新しくその場所に装置すべきものがない。すなわち、現在F4EJに対しては輸入してまいります空中給油のリセプタクルの口径、あるいは長さ、機能等を見ますと、全くこれは新しい地上給油装置をつくりませんとこれに入れません。したがって、現在、F4が持つております現在の地上給油の受け口をそのまま適用するということが構造上できませんので、実は新しい給油口を作製することにしております。そのためには現在航空機の製造上の措置をいたしましてECPという措置がございます。これは技術変更指令でございますが、この技術変更指令を関係の業者から防衛庁のほうに現在提出をする準備を進めております。この変更の改修の方針につきましては、防衛庁内部におきまして長官の御了承を得まして、いまのような方針に基づきまして新しいものをつくりまして、それが技術的に開発されたあとに、大体つくり始めましてからリードタイムが約一年ちょっとかかりますが、したがって、来年の後半にはでき上がりますが、その段階におきまして、その段階にありまして製造中のもの及び保有のものにつきまして全部その新しいものをつけてまいります。それからまた今後、たとえば昭和五十年年度予算等におきまして計画しております教機、すなわちF4にしますと全機で百二十七機に四四防中ありますが、百二十七機全部にこの新しい地上給油用の受け口をつけるという方針で現在作業を進めております。

○上田哲君 F4EJはそういうことで、総理の約束どおり、不徹底な面もありましたし、けれども、とにかく進んでいるということでは了解しますが、あの際にも少し問題にいたしましたけれども、ここでSR71とも関連して出てくるRF4E偵察機、これもたいへん高性能の偵察機でありますけれども、あのF4EJの議論のときにも地上の二点給油が必要なんだということが最後のよりどころになって、いろんな架空な数字も出てきたわけですが、少なくともRF4E偵察機に関しては、地上二点給油というのは必要はないのだとい

うことは当時も確認をいたしました。まさにこれはアメリカのSRではないんであります。わが国のRF4Eが領空侵犯をしたり、アジアの緊張を激化させるようなことになってはならないというためにも、これは二点給油の必要は全くない。説明の方法はあり得ないわけですね。RF4Eについては二点給油はしない、空中給油装置をとらないということではないですか。

○政府委員(久保保也君) これは私からも御説明申し上げましたが、当時申し上げたのは、RF4Eは確かにF4EJほどの必要性は少ないでありまして、しかしながら、RF4Eが一たん偵察から帰ってきて再び飛び立つ場合に、二点給油をやったことのほうがより早く回転率を進める。特にRF4Eの場合に機数が非常に少ないということ、それからまたRF4Eの場合に武装を持つておられないという脆弱性を持つておるということ、地上待機の間をなるべく少なくするということが望ましいことであるという趣旨を申し上げたつもりでございます。したがって、F4EJについて空中給油装置を剥脱する、同様にRF4Eについてもその点はやむを得ないと思えますけれども、地上給油の二点装置については存続させるような方向で検討させていただきたいというふうに考えます。

○上田哲君 これは私はF4EJのときにも縦深性がどうかというようにことばで説明があつたといへん不満でありましたし、論理としても成り立たないと思いましたが、いまの場合も防衛装備を持たないというふうなことは偵察機はあたりまえですけれども、偵察機なんですから、偵察機の性能からいって、普通の戦闘機、攻撃機が飛行場で待機をしているときに攻撃を受ける可能性の問題と全然これは意味が違ふと考えるのは常識だと思います。しかし、F4EJとの関連において、最低限これもF4EJ並みに空中給油をふさぐ、こういうことは間違いないこととして確認ができるわけですね。

○国務大臣(山中貞則君) そのように措置いたします。

○上田哲君 私は、それならほんとうにわずかな差、このわずかな差を、誤差ではじいてこれだけ違ひじゃないかと言えは幾らでも理屈はつくのですけれども、やっぱり無理やりに名目上の地上二点給油方式を残しておくというようなことはなく、すっきり改装をされるべきだと思ひます。これは念のために伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) それは方法論の問題で、地上二点給油の必要はないという御見解と、機数も少ないものであるから、地上において急速な給油速度をもつて再行動できるというこの性能を欲するということにおいては、やはり基本的な問題は別として、そのことについては御理解を願える範囲ではなからうか、そのように思ひます。

○上田哲君 私は、RF4Eが空中給油装置を持たないということは、これは憲法上の問題にもなるのだから、F4EJであらう結論が出てくるのですから、ここまでは共通の認識としてあたりまえだと思ひます。やはりRに關してはぜひ空中給油装置そのものを除去して輸入することができないものかと思ひます。これはひとつ今後の課題にして、少なくとも空中給油装置そのものはないというところをはっきり確認をして、議論を先に進めますけれども、問題となつてはいるキャップ運用です、キャップ運用はやるのですか、やらないのですか。

○政府委員(久保幸也君) キャップ運用と申しますのは、特定の地域の上空でもってあらかじめ待機をしていこうという飛行形態を申すものであります。これは言うまでもなく、地上から要撃する時間を節約するという意味であります。したがひまして、運用効率上はきわめて有用な一つの方法であります。したがひまして、これをやらないというふうには私どもは申せないと申ひます。しかしながら、現実問題といたしましては、F104に

しても、F4にしましては、航続時間が必ずしも多くありませんし、総機数がそれほどございせん。したがひまして、事実上は特定の時期、特定の空域、そういうものに限つて使用されることがあり得るというのが実態であらうと思ひます。

○上田哲君 これは背中穴はアメリカで改装して持つてくるのですか。こちらへ持つてきてからやるのですか。

○政府委員(山口衛一君) RF4Eは、御承知のとおり大型機でございまして、しかも胴体と主翼とが永久結合というような形をとつてゐるものでございまして。したがひまして、これを輸入する形式で昨年十一月に日米間で交換公文を結んだわけでございます。輸入という形になりまして、しかも大型で、主翼と胴体が離れられないということになりますと、結局輸送するには、非常に大型の船を使うか、もしくは、みずから給油を受けながら飛んでくるしかないわけでございます。海上輸送のほうにつきましても検討はいたしましたが、とてもこれだけのものを運ぶ船がなかなかございせん。したがひまして、空中給油を数回受けながら日本に到達する以外に輸入の形式がないわけでございます。したがひまして、そういう形で日本に飛んでまいりますので、ただいま答弁いたしましたように、RF4Eにつきましても、F4と同じような形で、空中給油装置を取りはずしまして、二点給油可能な地上受け口をつけるべく現在考へております。したがひまして、日本の国内に入れたまから新しくこれもそれに合つたものを開発しまして、十四機すべてに入れかえようというような方針を現在考へております。

○上田哲君 そういう改装には二通りあるようですね。TO方式というのとECP方式というんです。テクニカル・オーダー方式とエンジン・アリアング・チェンジ・プロポーザルというんだそうですが、つまり大改装を必要とするTO方式なのか、大改装には至らないECP方式なのか、そのどちらになりますか。

○政府委員(山口衛一君) 先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、ECPの方式をとるといふ形でございまして、いわゆるこの運用上の指令を内容といたしますテクニカル・オーダーではございせん。あくまでも技術的な変更指令というような形のものでございまして、これはF4の場合にはライセンス先でありますマクダネル・ダグラスと三菱重工との間の了解だけで、特別にこれに關しまして新しく何らかの経費を払うとか、そのような形をとる必要はなく、日本国内で改装が可能であるというような形のものでござい

ます。

○上田哲君 ECP方式をおとりになるんではないことは、金もかからぬという話なんだけれども、実際には機体とか搭載機器とかエンジンを含めてやっぱりいろいろいじるわけですね。これはあのへその穴をどうするということ程度の話とは違ひます。特に高性能のものですからね。これが非常に安全上の問題も出てくるんだと思ひます。ちよつとこのいまのECPだからいたしたことはないんだ。ほんとうに経費はかかるのか、そして構造上幾つかの問題が出てくるんじゃないかという懸念を持たないのか、私はちよつとそこに議論があると思ひます。

○政府委員(山口衛一君) ただいま先生の御指摘のとおりでございまして、実はこの改装は、形式上はECPという形を、技術指令という形をとります。このECPという形は、簡単と申しますけれども、技術的に簡単という意味ではないわけでございます。たとえばダグラスとの、ライセンス先との非常にやっかいな、たとえばライセンス料に關係してくる問題でありますとか、あるいは向こうから技術者を呼ばなければ手がつけれないというような程度のものではない。日本の国内で、日本で地上給油装置をつくつておりますから、その地上給油装置をはめるということで改装が可能であるという意味で、ECPという形式をとつておるといふに申し上げたわけでございます。ただ問題は、御指摘のとおり、非常に高性能で、しかも速度の速い飛行機でございまして、たまたま先般事故も起こしたような経緯もございまして、非常に安全上の観点というものは、特に受け口が機体上部の表面についているものでございまして、まあいつこれがたとえは開いてしまふとか、飛んでいる最中に開いてしまふとかいふようなことが起こりますと大事故につながるもので、私どもはその安全上の観点というものは技術的な面から最も重視しております。そういう面からいまして、安全上あるいはその経費上、もしくはまた技術的な容易さか、むずかしいかというような諸点を勘案いたしましてこれまで検討してまいりましたが、おおむねその開発の目安をつけた次第でございまして。経費の点でござい

ますが、やはりできるだけこれは私どもとしましては効率的な経費でやりたいというところは、当然予算上の措置でございましてから考へております。ただ問題は、御指摘のとおり、安全性がいかに確保できるかという点は最重要として現在の改装工事を考へております。

○上田哲君 自衛隊の飛行機が最近よく落ちるわけですね、しかも落ちたからというわけではなく、一機二十億円をこえるようなたいへんな飛行機がほとんど落ちていく。それが実は、そういう性能上の問題、それから改装上の問題というところに対する何か責任の欠落とか、大きなミスが伏在しているのじゃないかということが私は気になるんです。これはまあわれわれのほうは自衛隊に賛成の党ではありませんけれども、だからといって、国費をかけている、あのたいへんな札束が飛んでいるような飛行機が簡単に落とされてたまるものかというぐらゐの議論はあつてよろから、ちよつとまあ表現としては適切でないけれども、議論をしていだらうという意図で言つてゐるのです。そういう意味で、先般の因縁の飛行機ですけれども、五月一日の鹿島海上空で訓練中の第七航空団所属のF4EJファントム三〇四号機、この爆発墜落事故というのがある。これなどは実に不透明な状態のまま今日に至つてい

ます。能で、しかも速度の速い飛行機でございまして、たまたま先般事故も起こしたような経緯もございまして、非常に安全上の観点というものは、特に受け口が機体上部の表面についているものでございまして、まあいつこれがたとえは開いてしまふとか、飛んでいる最中に開いてしまふとかいふようなことが起こりますと大事故につながるもので、私どもはその安全上の観点というものは技術的な面から最も重視しております。そういう面からいまして、安全上あるいはその経費上、もしくはまた技術的な容易さか、むずかしいかというような諸点を勘案いたしましてこれまで検討してまいりましたが、おおむねその開発の目安をつけた次第でございまして。経費の点でござい

うことだと思ふんですよ。これは例のノックダウ
ンの二号機です。七月の十三日ですか、事故調査
の概要というのが発表されているんですけど、
も、その概要、これは概要でけっこうですけれど
も、大体私どものほうわかってるつもりです
が、ポイントをちょっと説明してください。

○政府委員(大西誠一郎君) 先般の事故は、機体
がほとんど海没いたしましたし、また搭乗員も二
人とも殉職をいたしましたので、原因を特定する
というには至りませんでしたけれども、目撃
者の——目撃者といふのは同僚の飛行機に
乗っておりましてパイロットの証言と、それから
米軍におきまして過去に発生をいたしました空中
火災あるいは空中爆発の事例等を総合的に勘案い
たしまして事故の原因を推定をいたしましたところ
を申し上げますと、エンジンの損傷あるいはブ
リッド・エア・ダクトの破損が発生をいたしまし
て、それが燃料系統を破損し、大量の燃料の漏洩
を引き起こしたと、あるいは燃料系統の破損とそ
れからエンジンの破損あるいはブリッド・エア・
ダクトの破損というものが同時に複合して起こっ
たと、そのいずれかによつて空中爆発に至つたも
のではないかとというふうに推定をいたしております。

○上田哲君 これはほんの一部が出てきただけで
すね、ぐさつと中に刺さつてあとどうしようもな
いと。そこで、その原因調査というのがどうい
ふふうに行なわれるのかというのが私にはよくわ
かりぬいですよ。つまり操縦者がペールアウトも
できないぐらい瞬間的に起こつた事故、アメリカ軍
でもあまりこういう事故はないというケースで
しょう。これが報告によれば燃料系統の破損、ブ
リッド・エア・ダクトの破損及びエンジン損傷云々
というふうなことになるんですね。これは
どういふわけですか。

○政府委員(大西誠一郎君) この事故は、現象的
に申し上げますと、瞬間的に桃色の炎が出て爆発
をしたということが一つわかっております。で、
このような形態の事故というのは非常に特殊でこ

ざいまして、自衛隊の従来の航空機の事故の中
もございませぬし、米軍でも瞬間的な空中爆発は
二件しかございませぬ。そこで、ただわかつて、
は、何らかの原因で発火をしたものがある、そ
れからその発火を拡大をした原因、つまり燃料と
いうものがある。したがつて、そういう観点から
ものを考えてまいりますと、エンジンそのものの
破損が、エンジンのまわりにたくさん燃料系統の
チューブが走つておりますので、そういうものを
破壊をするということが一つ考えられます。

それからもう一つは、ブリッド・エアというの
は、エンジンに空気を圧縮して熱くなった空気を
送つてまいりますけれども、その空気を一部機体
の中のいろいろな機能を動かすために使つており
ます。その空気を伝達をするチューブが何らかの
形で破損をして、そこから熱い空気が出る。一
方、機体の中には燃料系統のいろいろなチューブ
が走つておりますので、そういうものと接触をす
ることによつて爆発を誘発するということは飛行
機の構造上考えられることであります。したが
いまして、そういう飛行機の構造上から、専門家の
いろいろな知識等をかりまして、おおよそ考えられ
る原因をいろいろ詰めて、そこまで詰めていた
と、そういうことでございます。

○上田哲君 簡単に言うところコナン・ドイル方式で
すな。たぐさんのあり得べき原因をあげて消去法
で消していったわけでしょう。これであるとい
つて突き詰めていって当たつたんじゃないです
よ、これは。尾翼の一部しかないものを、さわり
やうがないんだから、瞬間的に飛び出すこともでき
ないで落ちつた飛行機を、これはもうどうし
やうもないです。だから一般的な原因を、だ
と並べて、これは違う、これは違うと消して
いって、残つたのがこれだということでしょう。
どういふわけですか。

○政府委員(大西誠一郎君) そのとおりでござ
います。
○上田哲君 だから、これはコナン・ドイルが
やつた方式ですよ。消去法ですよ。消去法で二十

三億円がやられちゃつた。これは保証の切れた翌
日だそうですね。念のために聞いておきましょ
う。

○政府委員(大西誠一郎君) そのとおりでござ
います。

○上田哲君 実は運命的ですね、これは。だか
ら、これはやっぱり使用目的について言へば、党
派の立場ではいろいろ議論はありますけれども、
国費のやつぱり大切な保存という観点に立つた
らば、これはこんな程度の調査の結果ではもうや
りやうがなかったのはわかります。やりやうがな
かつたのはわかるのだけれども、これでは次の安
全対策が出てくるのかということになると、これ
はたいへんあふない、不安感がありますね。これ
はそういうふうにお考えだろふと思ふのです。
そこで、まあつかみよりのない方法をもつとやら
なければいかぬじゃないかと申してしるをた
たいてもうふに次の安全対策に生かされるのか、あ
るいは生かされてるのかというふうに考えてみ
ますと、どうも私は納得できないのです。

つまり、いま製造中の二十機について一斉点検
をやつたわけでしょう。これも時間を節約して先
に申し上げれば、一斉点検の結果出てきたものを
軽微な不具合と呼んでるわけですね。防衛庁
というところは妙なことを一ぱいつくるところ
で、これ、よくわからぬですよ、耳で聞いただけ
では、ぐあいのいいことに不をつけて、軽微な不
ぐあいいつて。この軽微な不具合というのが
いろいろ出ているわけですから、この一機二十
三機七千万円、たいへんな飛行機のいろいろな
ことをさがしてみたら少しづつ軽微な不具合が
出た。しかし、少なくともこれはコナン・ドイル
よりは意味がありますよ。一般的なたぐさんの理
由の中からみんな消していつて、これに違ひな
らうと、これ以外考えられないなんというふうな
当てずっぽうみたいなことよりは、少なくともこ
にこれだけの損傷があるというのを見つけたの
なら、それ以外に理由が見つからないならば、こ

れは軽微な不具合ではなくて、重要な不具合
ということになるんじゃないですか。その辺の取
り上げ方というところが不徹底で、つまり徹底を
欠いているというところは、こういう性能の高い飛
行機についての検査なら整備なりということの体
制の不備をあらわしているんじゃないかと私は思
うのだけれども、いかがですか。

○政府委員(大西誠一郎君) ただいま消去法で原
因を詰めたということ申し上げましたが、もち
ろんその過程におきましては、当時残つており
ました航空機の一斉点検をやりまして、幾つかの不
具合事故を発見いたしました。それと、先ほど
申し上げましたように、航空機の構造上考えられ
得る原因との関連を追及いたしました。従来T O
できましておりましたところの整備点検の基準をさ
らにきびしくして、具体的に申し上げますと、あ
る事項につきましては百五十時間で点検をする項
目の対象としておつたものを五十時間にする。そ
れから、ある項目につきましては、部隊の点検の
段階では取り上げていないというふうなものを新
たに加えるというふうなことを具体的にあげまし
て、部隊の整備及び会社の生産段階においてい
ささかでも漏れがないように指導をいたしたわけ
でございます。

○上田哲君 二十機についてのその欠陥の度合い
は、資料をくれますか。

○政府委員(大西誠一郎君) 差し上げます。

○上田哲君 幾つもの不審な点があるのだけ
けれども、何らかの不具合というところで、ブ
リッド・エア・ダクトの破損等となっているので
すが、これがよくわからない。それから、ま
とめて申し上げれば、そのあと出てくる安全対策として
具体的な対策というものは一向に出てきてい
るに思えないのです。私に言わせれば、どうも
自衛隊とメーカーがきつめてずさんな点検、検査
をやつてお茶を濁してしまつたのではないかと
いう気がしてならない。各部隊における新規点検
目の追加というのがあるはずなんです、これの
中身は何か。生産段階における点検確認方法の改

善というのは具体的にどういうことであつたのか。項目はこういふふうに抽象的にながつていますけれども、そのことの内容をちよつと説明してください。

○政府委員(大西誠一郎君) 先ほども申し上げました、残った飛行機の点検において発見をいたしました不具合が軽微であるという問題でございますが、これはそれ自体重大事故につながるものではないという判断をいたしましたわけでありまして、しかしながら、それを放置された場合には重大事故につながるおそれがないとは言えないという意味において、将来の安全対策上の対策を講ずる上において参考にするという趣旨でございます。

そこで、部隊における点検整備の強化の具体策でございますが、エンジン室の配管、配線の点検の強化の項目の中で、燃料、作動油配管等の損傷等の点検間隔を百五十時間から五十時間ごとに短縮をいたしました。同時に、配管、配線等の接触点検の間隔につきましても、同じように百五十時間から五十時間に短縮をいたしております。

次に、燃料系統の点検の強化につきましては、これは加圧漏洩試験、つまり通常であります、目で見て燃料が漏れているかどうかを点検するわけですが、それに圧力をかけて、そういう状況のもとにおいて燃料が漏れているかどうかというものを点検する試験は、新たに項目として加えました。百五十時間ごとにやるということにいたしました。同様に、燃料油送配管の漏洩試験につきましても新たに加えております。

それから第三番目に、加圧ベント系統の点検につきましても、新しく百五十時間ごとにやるというふうにいたしております。

それからブリード・エアの系統の点検につきましては、加圧漏洩試験を従来九百時間ごとにやっておりますのを、その間隔を詰めまして三百時間ごとにやる。

以上のような項目につきまして、具体的に点検をさらにきびしくやるという措置をとったわけ

でございます。

○上田哲君 どうも問題はメーカーだと思つてすよ。そのメーカーにある九機について点検して欠陥が発見されたのが五件ある、こういふふうに聞いておるのです。その原因は、製造、組み立て段階、エンジン、機体部分で生じている。結局これは三菱と石川島播磨、これは私はその辺のところが無責任だと言つてしまえば簡単なことになるのだと思つて。一体、防衛庁は、そういう欠陥を見逃してしまつてしまつた体制があるのじゃないか。これは山中長官が就任されて、駐在官事務所の問題をさつそく整理をされた。これは私はいいことだと思つて。おかしいのです、これは。行つてみると、全く用もないのに、これをつけたのが入つてきてじつとしていて、これは、どう考えてもこれはおかしいので、一ぺん指摘したことがありますが、これは整理されるという着眼は私は評価します。しかし、これをどこか近くの外へ出すのですか、いろいろおやりになるんだらうが、そのことを評価するにしても、やっぱりどうも産軍癒着と言つてしまつては簡単過ぎるけれども、メーカーというものの言ひなりに——と言つても言い過ぎかもしれないが、結果的にはメーカー側がその欠陥というものを十分に防衛庁側から指摘を受けて、場合によつては突つ返されてというふうな状況にはなつていない体制、このことは駐在官の問題だけでは済まない後遺症として残つていて現在思ふんです、私は。こゝまでくればF4EJだんというものは全く欠陥飛行機です。外国の数字を聞いてみても、たいへん日本の事故のケース、あるいは二十機を調べた場合のデータからいつても、これは欠陥飛行機がふんぶん飛んでいて、何が防衛かというふうな話にもなつてくると思つて、落ちられる下のほうはたまたまのじゃないし、国費の高額な意味からいつても放置できないということ、ひとつつこういふ形で、今後こういふ事故が本来ならば未然に防げるはずのものが防げずにくるというところを根絶できる自信があるのか、メーカーに

対するそういう意味での監視を強化しなければならぬ根拠的なことがあるのではないのかという点で、まずしほつて伺います。

○国務大臣(山中貞則君) これは私も、私の就任前の事故でありますけれども、その事故を完全に究明しない限り飛ぶことももちろん許されないと思ひましたし、国費の乱費はもろんのこと、貴重な人命を奪ひ、あるいはそのまはつておけば他の人の死傷にも連なるおそれがあるわけでありまして、一番着目しましたのは、この墜落した飛行機がノックダウンにかかるものであつた。完成品の輸入したものについてはそういう事故はいまのところなかった。そしてその後のライセンス生産にかかるといふものでもないし、ノックダウン機という、いわゆる部品を入れて組み立てるといふ特殊な形態の問題で、ライセンス生産ならばこれは完全に——ライセンスは外国のものであつても、日本人の技術、そういうものによつて初めてつくられていくわけでありまして、ノックダウンとなりますと、向こうでつくられたものをこちらからほうで組み立てるといふ、いわば簡単なやり方をとつた場合に、それに慣熟していなかつたというふうなことに原因があるならば、とこもん企業側に責任を迫るつもりでございました、そのことを事故原因調査の残りのノックダウン機についてきびしく命令しました。それらを点検されたのですが、ノックダウン形式であつたから事故が発生したと見られる点、したがつて、それが見られたならば企業側の責任において、国費と自衛隊の生命がこの事件においては失われたという問題を、責任を追及するといふかまえておりましたけれども、それらの理由による事故であるのではないかという、そういう点が発見できなかった。その点

場合、国産のものであつても、ライセンスのものであつても、いずれにしても、企業側が自衛隊に納入する際に、企業側のミスによつて大失態をしかつたようなことは絶対にないようきびしい検査納入というものを実行していきたい、こう思つております。

○上田哲君 長官の方針はそれでけっこうだと思ひます。それを受けて具体的にちよつと伺つておきたいのだけれども、業界の責任というのはどうなのかということ、これはつくつてくるものが責任をとらないというのではないですか。そこには甘いんじゃないかと思ひます。これはもうはつきり三菱と石川島播磨なんですから、機体とエンジンなんですから。これはさつきもちよつとお伺ひしたけれども、メーカーにある九機についての五件の欠陥部分と、それについてどういふような責任をとることになつてくるのか。また、今後私はそういうことがしつかり体制的にできないなら、メーカーからの納入なり飛行なりは全部ストップすべきだと、これらのことがなければならぬと思ふんです。その点が具体的にはどういふふうになされるのか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろんこれは納入もストップさせますし、納入後企業側の責任においてこれが発見できたというものがあつたら返納もいたしますし、返却もいたしますし、また今後それらの企業に対して、これはいろいろといふまでの過程においての生産で企業が特定されていたという問題で問題はありませんが、そのようなことにおいて企業側の反省というものが足りないという場合には、途中であつても、これはいろいろ問題はあると思いますが、打ち切らざるを得ない。すなわち、その企業のモラルというものが、どうしても責任体制のもとに私たちが承認したいものがあるというものがありませんれば、その企業に対しての発注なり、途中で契約を打ち切る手段も講ずる以外にはないだらう、そのようきびしい姿勢を貫いていくつもりです。

○上田哲君 これに関連して、長官は、前に本会議の答弁でも、業界が兵器国産化というところに非常にあらざる野望というような表現があるのに対して、けしからぬという意思表示をされておる。これは私はたいへん痛快だと思うのです。そして、まあ聞くところによると、あまり業界とは接触されぬという主義を貫いておられるという。このことはたいへんけっこうだと思うから、これはそうでなくともいろいろと黒いところがあるが流される相手方でありまして、この辺のところをきちっと守っていただくこととあわせて、こういう責任体制ですね、これをきちっと押さえていただくというところをお願いしたいと思います。これは装備局長はありますが、いいですか。

○政府委員(山口衛一君) 先ほどの先生の御質問に一つ答えておりませんでしたのでお答えいたしますが、私も、納入するに際しましては、会社側での適切なフライト、適切な十時間以上のフライトは確保しますし、また当分の検査官自体も、現場におきまして数時間のフライトもいたしますし、その点の私どもは関係業界との密着とかそういうような点は全くなく、厳正にやっておりますし、それから今回また五件発見されました内容につきましても、これは全部会社側に戻しまして、むしろこれは全部会社側の負担で直すというところで、今後とにかく長官から御指摘になったような諸点をききわめて厳重にやりまして、一そう会社側の姿勢をきびしく正さしたいというふうに考えております。

○上田哲君 これに関連して、装備品価格の値上がり問題というのがやはりたいへん重要になってきていると思います。特に航空機価格の値上がりというものがこの数年著しいわけですが、先般の予算委員会でも数種類の価格表の提出を求めて、なぜこれが値上がりするのかというところを説明を求めたわけですが、その内容を見ても私は防衛庁は価格査定がきわめて甘いじゃないかと、これはまあ風説をそのままだと信じて国会の質問事項にはいたしませんけれども、その甘さというところを

基底においていろいろと産軍懸着というところとがいわれるのであります。特に航空機のコストは外国、アメリカからの輸入部分が多いわけですから、これはドルの割安によってコストがむしろ低減しなければならぬ、にもかかわらず、趨勢としては値上がりということで、まあそれも驚くべき値上がりというところで、ついでの間まで二十億だったものが二十三億になるというふうな形で、この辺をどう説明するんですか。

○政府委員(山口衛一君) 航空機の値上がりにつきまして、他の品物との値上りに比較しまして、一般に航空機が高いという御指摘でございまして、御承知のとおり、現在の航空機は非常に高性能のものが多く、結局これを製造する企業に對しましては、かなり高度の技術要求をいたしますし、また非常にその部品その他、使用する機械、設備類の多いものでございまして、当初からかなり多額の設備投資を必要といたします。それからまた、これに携わります従業員等につきましても、きわめて高度の技術水準を要求するといふ観点からいまして、普通の一般市販品等と比べますとどうしても全般的に値上りが顕著になってくる。これはわが国のみではありませんで、各国ともこの装備品調達関係者はその値上りの大きさに非常に苦労するわけでございまして、特に私も聞いておりますところでは、航空機関係はアメリカでも大体平均しまして年七、八割ずつの上昇率は示しておるということでございます。

特にわが国の場合には、できるだけ航空機の機体を長もちさせましてかなり長期に使用しますが、したがって、航空機の寿命をいばいばい使用関係から、それに搭載する航法装置でありまして、あるいは通信機器でありますとか、このような搭載装置をできるだけ近代化することによりまして、機体は古くなっていくけれども、性能をできるだけアップしてカバーしていく、こういうような姿勢を現在とっております。つまり一機種がかなり長い間実用は使われてきておるわけであり

ます。現在の段階では機体関係そのものの値上りも加工費等の関係から上がりますが、特に航法装置でありますとか、電気通信機器でありますとか、このようなものは技術的に現在世界では日進月歩でありまして、この中にはやはり日本ではとてできない部品等の購入も含まれますし、そういう点からいまして、実は機体、搭載機器ともに値上りがかなり大きいものでございまして、この装備調達に關しましては、私も非常に実は苦勞を毎年重ねておるわけでありますが、関係業界からのコスト計算というものをみますと、これも私も現在査定しておるような比率では実にはないような実態を出してまいります。

たとえば大体航空機の場合には加工費が約半分以上を占めるわけでございまして、現在の航空機業界は、御承知のとおり造船業界に属する企業が大半でございまして、最近の賃上げの率は、四、五年平均しますと約一八%以上になってまいります。私も実はこの査定は一八%では決して認めていないわけですが、やはりそれでも少なうとも半分以上の伸び率は認めませんと、どうにもこれは機体そのものの購入に差がつかえますので、その点はきわめて厳正に加工費の伸び率の比率はとっております。また、材料費等につきましても、最近のこの一、二年、かなり材料費が上がっておりますが、私もこれはこれは政府がきめておられます社会経済発展計画に基づきます大体平均二%程度の材料費の伸び率を将来に對しましては見込んでおりますし、実はその点、かなり査定としてはきびしくやっておるわけでございますが、それにもかかわらず、実は七、八%程度の実質的な値上りを毎年避けれられない。

ただし、航空機の場合には概算契約をとっておりますが、大体四年平均ぐらいの概算契約でございまして、大体納入直前に中途確定という段階がございまして、中途確定条項というのを契約につけておりますが、この中途段階できわめて厳正な価格査定をもう一ぺん加えます。この価格査定

は概算契約を上回ることには決してありませんが、下回ることにはあるということで、さらにそこでもう一ぺんふるいを実はかけております。このような処置をしながらも、平均しまして七、八%の値上りしても値上りが続いていくという点が航空機全般に對して言えることでございまして。

○上田哲君 艦船の値上りが近年非常に著しいわけですね。特にDDH、DDGの値上りがたいへん激しいと、その事情を簡単に。時間もありませんから。

○政府委員(山口衛一君) 艦船につきましては、ただいま先生御指摘のDDHというのは、四十五年度ぐらいまでのDDHは、これは一番艦、二番艦と、実は二艦、大体同規模程度の船体で推移してまいりましたので伸び率はそれほど、実は一〇%をおそらくはこえておりません。ただ船型が非常に、実は今回予定しておりますDDH、四十九年度に予定しておりますが、これはこれから予算を請求いたしまして予算審議をお願いいたしますわけですが、このDDHはかなり船体規模が大きくなっていますし、そうしますと、いままでのDDHと違いながら実は一番艦になってしまっています、そういう点からいいますと、新しい全く仕様書をここで設定するわけでございまして、大体一番艦の場合には、全般的に実は上がっております傾向がございまして、それからまた現在のDDHにつきましましては、防空防衛をできるだけ強化したいというところを考慮しております。短SAM、つまり艦対空のミサイルをこれに搭載する準備を進めておりますが、実はこれはアメリカ国内におきます値上りがかなり大きいものでございまして、その点の短SAMの搭載ミサイルの値上りがかなりございまして、私もこれはまだ概算要求の段階で、これから出すわけでございまして、その点は予算全体の規模等から十分まあ財政当局とも詰めて、できるだけ効率的、経済的な調達のかたを考えたかと思っておりますが、実は今回の先生御指摘のようなDDHは一番艦に当たるといふような特殊性があるという点がございま

して、幾ぶんまあ値上がり率が高い。

それからまた現在の艦船の加工費でございすが、加工費は大体艦船の場合に六割くらい占めるわけでございますが、私どもの大体いままでの加工費の伸び率は一〇％前後というふうなかなり低い段階の査定を加えてきております。現状ではこの一〇％前後の実加工費上昇率ではなかなか船体自身の調達も実態にそぐはないという点がございまして、実質的にはやはり一八％以上になるような賃金上昇率がございしますが、これはやはり製造の慣熟度等を十分勘案いたしまして、それと下回るような数字で考えざるを得ないと思ひますけれども、やはり一〇％前後の加工費の伸び率ではなかなか維持したいという点から、幾ぶん実態に合わせるような加工費も考えてまいりたい。このような諸点から、幾ぶん御指摘のD D Hにつきましては値上がりが高いという御批判を受けたかと思ひます。

○上田哲吾 約束の時間がもう来ましたので、まとめてちょっとやっておきます。どんなに高くつくかという話を聞いてもしかたがないのですが、たとえばいまミサイルという話がありましたけれども、ミサイルの国産価格というものは非常に外国製品に比べれば高い。沖縄で買った米國製のミサイルは、国産の何分の一かというくらいのものであったはずだ。どうして国産をするか、これは理屈はいろいろあるでしょうけれども、あまりにも差があるというのは、これは少し検討の要があるのじゃないかということがありと思ひます。

もう時間ですから、きょうのところは、もう一つだけまとめておきたいのは、いま話題になっている戦車ですね。六一式戦車、六二戦車が四十八年の単価が大体七千八百から八千二百万というくらいだと、ところが、例の一括購入のやつですね。一括購入のやつが二億七千万、これはもうべらぼうに値段が違ふ。お伺いしたいのは、さっきのミサイルの話もいけれども、しほってお伺いしたいのは、何で一括購入でなければならぬ

のかということ、どのくらいの意味があるのか、このメリット、デメリットの問題が一つと、あまりにも二億七千万円というのはいさぎよくないか、どうしてこんなまあべらぼうに高いタンクを、われわれはもともととらないと思うのだけれども、こんなにくさんかメの子の親分のように増えなければいけないのか。同じようなものが外国でどうなっているかと言へば、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなんかでも、国産車では大体一億から一億五千万くらいのものでやっています。アメリカのXM803というものが、これが大体百万ドル、三億円くらいだったのが、あまり高過ぎるじゃないかと、それからまあ性能が初めの計画どおりじゃなかったという点から、今度の議会ではこれは切られた。議会で切られたというの

は、やはり一つの意味があると思うのですけれども、そこで大体いまのアメリカも、イギリスも、フランスも、ドイツも、一億から一億五千万くらいでやっています。こういうのを考えてみますと、二億七千万円というのは、これはどう考えても意味がわからないという感じがいたします。こういうことを、この値段をどうしてそんなに高値段としないか、この値段をどうしてそんなに高値段としないか、どうもそこそこ高い値段という根拠をみずから与えることになってしまふ。李下に冠という事になり得るテーマだろうと私は思ひます。こういううちと庶民の感覚からは考えられないようなけたの違ひのもの、しかもその単価の値上がり、そして外国製品と比べてもびつくりするような格差の大きき、こうした問題をやっぱりきちんと説明をしていただかなければならぬと思ひます。

○政府委員(山口衛一君) ただいま二つの重要な点につきまして御質疑があったと思ひますが、最初の一括発注というふうな考え方でございますが、この点につきまして御説明いたしますと、現在六一式戦車を約五百六十両程度までこの四次防衛期間中にこれまで買っていたものを総計しますとありますが、私どもは、この六一式戦車の場合に

は昭和三十六年度あたりからの開発でございまして、実は非常にも戦車全体が旧式化してまいってきております。各国の戦車の現状、性能に比較いたしますと六一式戦車の性能がかなり最近の戦車の開発を始めたわけでありまして、これまでも何回か試作をいたした。最初の試作は四十三年度に二両いたしまして、次に四十五年度に四両の試作をいたしました。この四十五年度におきまして試作のときは単価を算定いたしますと、一両当たり約三億一千万程度になってきておるわけでございまして、当然試作段階でありますから、これは試作のための特殊の費用がかかっております。したがって、このような費用をそれから差し引きまして、それからまたこれを量産に入ると仮定した場合に、量産の場合のいわゆる慣熟度といひますか、労務費の通減分、こういうものを差し引きまして、それで今度は四次防衛の段階におきまして、四十四年度の四十七年度の時期の価格で換算した場合にどのくらいになるだろうかという換算をしますと、約二億円程度というところを、実は先般、昨年の国会でも実は御質疑がありまして、お話しした経緯がございまして、四十七年度段階で実は二億程度のことでございまして、私どもはこの四十七年度から、来年度もし調達することが許されるとしますと、四十七、四十八、四十九と、この契約まで二年間あります。それからまた戦車の場合にはかなりふえてまいりましてあります。戦車の場合には年限がそれからまた何年かたつてくるわけであります。このように最初に試作をいたしましたときのベースを考えまして、これを基準に実は価格を今後算定せざるを得ないわけでありまして、

このように価格形式をとる場合に、一括発注というのを考えますと、それぞれ毎年ばらばらに実は発注を続けてまいりますと、また開発から、これから初めて量産に入る段階におきまして、非常にいろいろと内部でコストの変動等、あるいはど

のような金がかかるかという点の算定がどうしてもなかなかつきません。それからまた工員の慣熟度等の算定もなかなか適切にできません。このような点から私どもは、役所側として、一定の比率で加工費を見まして、加工費の上がり率を見まして、また材料費の値上がり率を算定いたしまして、これはあくまで官側で査定を加えるということと、それからその間、大体数年の間、大体生産がほぼ安定するまでの間不確定要素をある時期でつかまえて、できるだけ効率的な値段で調達をさせるというためには、できれば長期の契約にしておきまして、途中で中途確定というふうな段階を設けたほうが私どもとしては最も効率的に調達しやすいという考え方をとっているわけでありまして、したがって、一括発注の場合には、むしろ防衛庁としましては、防衛庁側の調達に有利だといひます。従来から開発初期の装備品につきましては、大体原則として一括発注というふうな形式をとってまいりましたのであります。業界筋におきましては、単年度で契約したほうがむしろ望ましいというふうな声すらもあつたように実は聞いております。いまのような考え方から、実は開発初期の段階におきましては一括発注というふうな形式をとりたいというふうに考えた次第でございまして、

それから第二の点でございますが、二億七千万円というふうな概算契約のはじき方が、そこに何らか非常に大きい誤差があるのではないかと、またアメリカのXM803が、かつてアメリカ議会におきまして百万ドルをこえたということで開発中止になったという経緯があることは実は承知をいたしておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、私どもとしては、現在のアメリカにあるようなヨロップ等の戦車は、車の幅及び重量の点からいいますと、日本内地でもともて使えるような戦車ではございません。これは輸送もできませんし、また非常に道路のほりにおきまして、とてもこれは使えない状況でございまして、外国品をすぐ輸

は昭和三十六年度あたりからの開発でございまして、実は非常にも戦車全体が旧式化してまいってきております。各国の戦車の現状、性能に比較いたしますと六一式戦車の性能がかなり最近の戦車の開発を始めたわけでありまして、これまでも何回か試作をいたした。最初の試作は四十三年度に二両いたしまして、次に四十五年度に四両の試作をいたしました。この四十五年度におきまして試作のときは単価を算定いたしますと、一両当たり約三億一千万程度になってきておるわけでございまして、当然試作段階でありますから、これは試作のための特殊の費用がかかっております。したがって、このような費用をそれから差し引きまして、それからまたこれを量産に入ると仮定した場合に、量産の場合のいわゆる慣熟度といひますか、労務費の通減分、こういうものを差し引きまして、それで今度は四次防衛の段階におきまして、四十四年度の四十七年度の時期の価格で換算した場合にどのくらいになるだろうかという換算をしますと、約二億円程度というところを、実は先般、昨年の国会でも実は御質疑がありまして、お話しした経緯がございまして、四十七年度段階で実は二億程度のことでございまして、私どもはこの四十七年度から、来年度もし調達することが許されるとしますと、四十七、四十八、四十九と、この契約まで二年間あります。それからまた戦車の場合にはかなりふえてまいりましてあります。戦車の場合には年限がそれからまた何年かたつてくるわけであります。このように最初に試作をいたしましたときのベースを考えまして、これを基準に実は価格を今後算定せざるを得ないわけでありまして、

このように価格形式をとる場合に、一括発注というのを考えますと、それぞれ毎年ばらばらに実は発注を続けてまいりますと、また開発から、これから初めて量産に入る段階におきまして、非常にいろいろと内部でコストの変動等、あるいはど

のような金がかかるかという点の算定がどうしてもなかなかつきません。それからまた工員の慣熟度等の算定もなかなか適切にできません。このような点から私どもは、役所側として、一定の比率で加工費を見まして、加工費の上がり率を見まして、また材料費の値上がり率を算定いたしまして、これはあくまで官側で査定を加えるということと、それからその間、大体数年の間、大体生産がほぼ安定するまでの間不確定要素をある時期でつかまえて、できるだけ効率的な値段で調達をさせるというためには、できれば長期の契約にしておきまして、途中で中途確定というふうな段階を設けたほうが私どもとしては最も効率的に調達しやすいという考え方をとっているわけでありまして、したがって、一括発注の場合には、むしろ防衛庁としましては、防衛庁側の調達に有利だといひます。従来から開発初期の装備品につきましては、大体原則として一括発注というふうな形式をとってまいりましたのであります。業界筋におきましては、単年度で契約したほうがむしろ望ましいというふうな声すらもあつたように実は聞いております。いまのような考え方から、実は開発初期の段階におきましては一括発注というふうな形式をとりたいというふうに考えた次第でございまして、

それから第二の点でございますが、二億七千万円というふうな概算契約のはじき方が、そこに何らか非常に大きい誤差があるのではないかと、またアメリカのXM803が、かつてアメリカ議会におきまして百万ドルをこえたということで開発中止になったという経緯があることは実は承知をいたしておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、私どもとしては、現在のアメリカにあるようなヨロップ等の戦車は、車の幅及び重量の点からいいますと、日本内地でもともて使えるような戦車ではございません。これは輸送もできませんし、また非常に道路のほりにおきまして、とてもこれは使えない状況でございまして、外国品をすぐ輸

は昭和三十六年度あたりからの開発でございまして、実は非常にも戦車全体が旧式化してまいってきております。各国の戦車の現状、性能に比較いたしますと六一式戦車の性能がかなり最近の戦車の開発を始めたわけでありまして、これまでも何回か試作をいたした。最初の試作は四十三年度に二両いたしまして、次に四十五年度に四両の試作をいたしました。この四十五年度におきまして試作のときは単価を算定いたしますと、一両当たり約三億一千万程度になってきておるわけでございまして、当然試作段階でありますから、これは試作のための特殊の費用がかかっております。したがって、このような費用をそれから差し引きまして、それからまたこれを量産に入ると仮定した場合に、量産の場合のいわゆる慣熟度といひますか、労務費の通減分、こういうものを差し引きまして、それで今度は四次防衛の段階におきまして、四十四年度の四十七年度の時期の価格で換算した場合にどのくらいになるだろうかという換算をしますと、約二億円程度というところを、実は先般、昨年の国会でも実は御質疑がありまして、お話しした経緯がございまして、四十七年度段階で実は二億程度のことでございまして、私どもはこの四十七年度から、来年度もし調達することが許されるとしますと、四十七、四十八、四十九と、この契約まで二年間あります。それからまた戦車の場合にはかなりふえてまいりましてあります。戦車の場合には年限がそれからまた何年かたつてくるわけであります。このように最初に試作をいたしましたときのベースを考えまして、これを基準に実は価格を今後算定せざるを得ないわけでありまして、

請願者 千葉市新宿一ノ二ノ二 塚原

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇五五号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 千葉県習志野市若松町一ノ二八教員住宅二ノ三 吉田裕子外二十

九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇五六号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫縣三木市上ノ丸町八ノ一八

黒田倉満外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇五七号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫縣津名郡津名町志筑四五六ノ

一 飯田一三外二十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇五八号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫縣洲本市納五八六 泉真澄外

二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇五九号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 埼玉縣岩槻市本町一ノ三ノ二 根

岸菊江外四十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇六〇号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋一ノ二六ノ三

長谷川裕子外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇六一号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 広島縣佐伯郡五日市町五日市西

二、六〇九 桜田雪恵外三十一名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇六二号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 岡山縣英田郡美作町田殿五二二

福田穂二外十二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇七五号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二通)

請願者 秋田縣仙北郡田沢湖町幸田字卓裕

田四三〇 角谷和子外七十七名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇八六号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 大阪府西成区旭通三ノ八 小西

義昭外七千七百九十五名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇八七号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 宮崎市中央通六ノ二四 江口沙冬

恵外七千七百九十九名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇八八号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 兵庫縣津名郡宮町江井 長谷川月

子外七千七百九十八名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇八九号 昭和四十八年七月十一日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(七十八通)

請願者 兵庫縣明石市大蔵谷八幡町一〇ノ

一三 松井佐栄子外一万七千七百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三二号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 福岡縣八女市大字津之江一、一四

三ノ一 黒田広人外七千五百九十九

二名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三三号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二十六通)

請願者 群馬縣高崎市下豊岡町五八ノ九

万治勝次外三千八百八十三名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三四号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 横浜市南区二葉町二ノ一七 鈴木

茂外七千七百六十八名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三五号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二十六通)

請願者 茨城縣北茨城市華川町小豆畑山下

広島次郎吉外三千八百九十五名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三六号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(七十八通)

請願者 神奈川縣小田原市羽根尾三八五

石塚弘泰外一万六千六百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三七号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(三十二通)

請願者 東京都北区滝野川六ノ七五ノ五

阿部晃久外四千七百九十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三八号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(六十通)

請願者 長崎市川平町一、〇七五 坂本

シエ外八千八百九十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一三九号 昭和四十八年七月十二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十九通)

請願者 大阪府阿倍野区阪南町三ノ三ノ

一二 松岡小夜子外七千六百八十

八名

紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八二号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市母恋南町五ノ五ノ一
三 本多正見外二十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八三号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市常盤町一六ノ六 長
原雄雄外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八四号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦二ノ七ノ七
大屋きよ外二十七名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八五号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 静岡県大岩本町三ノ一六 桑原政
江外三十一名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八六号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区鈴蘭台南町二ノ八ノ
九 三戸実外三十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八七号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 大阪府守口市大町四ノ一七三
藤井祥子外二十九名

紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八八号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡城崎町湯島三〇〇
前田豊実外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一八九号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道室蘭市祝津町三ノ一七六
沢田麻三外二十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一九〇号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 東京都品川区中延三ノ七ノ三 渡
辺保子外五十五名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一九一号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市岩園町九ノ三二 林
幸金外二十九名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四一九二号 昭和四十八年七月十二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道室蘭市祝津町三ノ一七二
遠藤知恵子外二十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二八八号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市浜二ノ六〇七 宮名
利良夫外四十九名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二八九号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(百二十六
通)
請願者 栃木県佐野市堀米町一、四二三
若田部ヒサ子外一万八千五百二十
八名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九〇号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二一五
通)
請願者 横浜市磯子区西町八ノ一六 平林
健治外三千七百五十名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九一号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(八十二通)
請願者 川崎市高津区長尾三六〇 石塚益
宏外一万二千三百三十名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九二号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(百一十一通)

請願者 千葉県木更津市長須賀五九八 元
木与四郎外一万六千四百五十名

紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九三号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(七十六通)
請願者 福島県いわき市湯本町傾城四〇
松川和代外一万二千二百四十七名

紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九四号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二百三十
三通)
請願者 千葉県木更津市木更津三〇六 込
谷清寿男外三万四千八百五十名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九五号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二一七
通)
請願者 名古屋市北区城北新町城北三三
ノ二一一 伊藤正美外四千八名

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九六号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二十五
通)
請願者 川崎市川崎区殿町二ノ一四ノ一三
伊藤利男外三千七百四十八名

紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九七号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二十五
通)

請願者 静岡県沼津市吉田町二ノ二八

森田和夫外三千七百四十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四二九八号 昭和四十八年七月十三日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(百四十四通)

請願者 川崎市高津区久地四六四 本間章

郎外一万五千四百四十名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四三二六号 昭和四十八年七月十三日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 栃木県小山市塚崎一、四九五ノ三

阿部千代子外八百八十九名

紹介議員 塚田 大順君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六四七号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二百三十五通)

請願者 埼玉県川口市峰一、三五五 山田

良子外三万四千八百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六四八号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 千葉県銚子市愛宕町二、九五七ノ

八 田中清外七千八百名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六四九号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市入野町九、〇八七

石井悦子外三十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六五〇号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(百二十八通)

請願者 埼玉県浦和市領家七ノ二〇一六

本多文雄外一万九千七百七十五名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六五一号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市入船三ノ一三ノ二〇

桜井定雄外二十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六五二号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道小樽市赤岩一ノ一五 島津

信太郎外二十六名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六五三号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大阪府住吉区北島町一〇 高橋恭

子外四十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四六五四号 昭和四十八年七月十四日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大阪市東成区大今里一ノ二二ノ一

三 中保雄外二十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四七八五号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二二通)

請願者 京都市左京区松ヶ崎正田町六 樋

口桐子外七十四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八二六号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道伊達市末永町四五ノ一四

内海吉明外三千三百十六名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八二七号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(百八十二通)

請願者 愛知県尾西市小信中島字御社来

二、一七六ノ一 上本寛外二万七

千九十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八二八号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(二十六通)

請願者 北海道浦河郡浦河町大連五丁目

山崎源一郎外三千八百九十三名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八二九号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(七十八通)

請願者 東京都世田谷区上北沢五ノ八ノ一

鈴木新吉外一万六千六百九十九名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三〇号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(三百四十四通)

請願者 兵庫県明石市魚住町清水二、三四

五ノ一 原田佐江子外四万五千三

百四十四名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三一号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 岐阜県古城郡河合村羽根四九〇

山下重三外七千八百名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三二号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(三百三十八通)

請願者 兵庫県加西市鎮岩町 宮永邦松外

五万六千五百五十六名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三三号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)

請願者 兵庫県尼崎市市中食満宮の前二五五

ノ一 吉田政雄外七千八百名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三四号 昭和四十八年七月十六日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市天王町一八四 内藤

孝義外四十九名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三五号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(五十二通)
請願者 東京都港区芝公園一ノ一 岡田猛
外七千八百名
紹介議員 松下 正寿君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三六号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(百三十通)
請願者 東京都世田谷区宮坂二ノ一五ノ
一五 下山典久外一万九千四百九
十九名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三七号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二百八通)
請願者 大阪府堺市南三国丘町四ノ一三ノ
一一 森本喜代志外三万五千十七
名
紹介議員 村尾 重雄君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三八号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道小樽市花園三ノ七ノ一二
吉田利子外二十九名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八三九号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 東京都日野市多摩平公住二〇四ノ
六 吹田憲一外二十九名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四八四〇号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 埼玉県春日部市宮町二ノ一五ノ一八
黒須勝美外四十一名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四九二四号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道瀬棚郡北檜山町字太櫓 増
田鉄三郎外二百十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第四〇三三三号 昭和四十八年七月十日受理
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に關する請願
請願者 広島県福山市東町三ノ四ノ七 宮
下実
紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第四二七〇号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一九ノ
七 石原正一郎外十三名
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七一号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 長野県北安曇郡小谷村二、九三
三 山岸旭雄外二名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七二号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 徳島市北田宮四ノ一ノ三 中石喜
美子外三名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七三三号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 大分市仲西四組 安部益雄外二名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七四号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 新潟県長岡市川崎町一、四一四
武庄衛外二名
紹介議員 佐藤 隆君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七五号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川大島町一、四六
〇 新井やそ外二名
紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七六号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 富山県中新川郡上市町郷柿沢九七
三 原玉子外二十二名
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七七号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市根岸一、三一六 相
沢栄三外二名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七八号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 大阪府東成区中本三ノ四ノ三一
岡倉五作外二名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二七九号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 長崎県福江市松山町五三〇 出口
マシ外二名
紹介議員 初村瀧一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八〇号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 京都府福知山市菱屋 谷垣専一
五名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八一号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市陽西町一ノ三七
小松沢晴二外二名
紹介議員 船田 謙君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八二号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家維持に関する請願
請願者 岩手県岩手郡岩手町沼宮内一〇ノ
一四 小川ユミ外二名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八三号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 福島県原町市南町三ノ四五 庄島

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八四号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡家町 宮本圓二外

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八五号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 愛知県稲沢市子生和町 桜井美之

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八六号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 石川県金沢市尾張町二丁目 中宮

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四二八七号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 福岡県久留米市東橋原町一、三二

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四三二三号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 奈良県磯城郡三宅村伴堂 中井澄

子外二名

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四三一四号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 高知県香美郡香北町藤野 西野正

紹介議員 堀見 俊二君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四三一五号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 北海道留萌市錦町一ノ九八 村上

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四三八八号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 茨城県水戸市大町三ノ七ノ一五

紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四四八九号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 神戸市生田区花隈町一六 高橋

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四四九〇号 昭和四十八年七月十三日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 島根県松江市大庭町一、七六五

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

北川美喜子外二名

第四五七七号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 岡山県吉里八三六 河田義男外二

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四五七八号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 横浜市港南区大久保町 佐藤信外

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四五七九号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 香川県高松市丸の内五ノ二〇三

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四五八〇号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願(二通)
請願者 愛媛県宇和島市丸之内一ノ二ノ八

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六一五号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願(三通)
請願者 山口県宇部市西区浜 浜野薫外四

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六一六号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 青森県弘前市富田二ノ四ノ一川

島節子外二名

請願者 山梨県甲府市青泊一ノ一五 志

紹介議員 星野 重次君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六五五号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 山口県美祿郡秋芳町 上利松人外

紹介議員 江藤 智君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六五六号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 福井県武生市南芝原町六丁目 加

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六五七号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦七

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六五八号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 千葉市松波町二ノ二二ノ一〇 池

紹介議員 渡辺一太郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四六五九号 昭和四十八年七月十四日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 青森県弘前市富田二ノ四ノ一川

島節子外二名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四七二九号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 鹿兒島県始良郡加治木町日本山
一、八六七 榎田静雄外三名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四七三〇号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 三重県阿山郡伊賀町拓植二、二三
六 松山師佳外二十三名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四七三二号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 静岡県富士市本市場七三ノ四 芦
原大作外四名

紹介議員 斎藤 寿夫君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四七三三号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 宮城県柴田郡柴田町大字船岡宇東
原前一六 佐藤きよ外三名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八八六号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ三〇 輕
部三太郎外一名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八八七号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願(三十六通)
請願者 大分県東国東郡東町来浦二、六
八 坂本レツ外八百五十四名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八八八号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願(十三通)
請願者 山形市緑町四ノ二五ノ五 伊藤直
介外二百八十六名

紹介議員 長屋 茂君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八八九号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願(三十七通)
請願者 岐阜市司町 松田要二外七百八十
名

紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八九〇号 昭和四十八年七月十六日受理
靖国神社国家護持に関する請願
請願者 東京都文京区春日一ノ一四ノ四
高橋三郎外一名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第四八九五号 昭和四十八年七月十六日受理
自衛隊伊丹基地撤去に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通七ノ一協同
工業会館内新日本婦人の会兵庫県
本部内 谷口加寿江外七十五名

紹介議員 杏脱タケ子君
住宅都市の中にある自衛隊中部方面總監部、第三
師団指令部など自衛隊基地を撤去されたい。

第四七七〇号 昭和四十八年七月十六日受理

傷病恩給の支給額の改定に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君
傷病恩給の現在の支給額は、公務員給与等と比較
してもきわめて少ない額であるので、恩給法の本
旨に基づき、すみやかに改定されたい。

八月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給・年金の改善並びにスライド制の法制
化等に関する請願(第四九七〇号)
一、金鰯勲章年金及び一時賜金に関する請願
(第五〇一四号)

一、恩給・共済年金受給者の処遇の改善に関する
請願(第五〇二二号)

第四九七〇号 昭和四十八年七月二十六日受理
恩給・年金の改善並びにスライド制の法制化等に
関する請願
請願者 東京都港区芝西久保桜川町二六第
五森ビル内全国幼・小・中・高校
長会・恩給・年金スライド制促進
対策委員会内 小山昌一外百八十
六名

紹介議員 内藤登三郎君
左記事項の実現を図られたい。

一、恩給・年金の改善については、公務員の給与
にスライドするより制度化を図ること。
二、四十五年三月以前の退職年金並びに恩給の改
定について、退職年次ごと一定の算定方式採用
による格差をすみやかに是正すること。
三、年金額算定の基礎となる給料を公共企業体職
員等共済組合の取扱いと均衡を失しないよう
退職時の給料とすること。
四、恩給・共済年金の最低保障については、他の
公的年金の最低保障額との均衡を考慮し、その
改善を適正にすること。
五、退職後の医療給付を継続するよう制度化し、
又、恩給受給者については老人医療費の全額給
付をすること。

第五〇一四号 昭和四十八年七月二十七日受理
金鰯勲章年金及び一時賜金に関する請願
請願者 石川県金沢市泉本町四ノ一〇二
山岸重男

紹介議員 安田 隆明君
金鰯勲章年金及び一時賜金の支給は、終戦後二十
七年を経過する今日、支払いを停止されたままに
なっているから、政府は、昭和四十八年度におい
て一括支払いを実現されたい。

理由
昭和三十二年四月、金鰯勲章年金及び一時賜金支
給の復活運動を開始して以来十五年を経過してお
り、その間、昭和四十一年十二月年金受給者に対
し、金十万円、昭和四十六年十二月、一時賜金者
に対し銀杯が贈与された。金鰯勲章受給者とは国
土防衛の第一線に身をささげ、武功抜群の功績
のあつた者のみに賜わつた日本国最高の勲章であ
つて、政府は国家の殊勲者として、年金者に対し
ては終身年金を、一時賜金者に対しては年金者の
十箇年分に該当する賜金を支給したのであるが、
支払い停止のままになつていゝのは、まことに遺
憾である。(資料添付)

第五〇二二号 昭和四十八年七月三十日受理
恩給・共済年金受給者の処遇の改善に関する請願
請願者 北九州市小倉区下富野四ノ二ノ一
三 白石正勝外二千二百七十一名
紹介議員 米田 正文君
恩給・共済年金受給者の処遇改善に関し、昭和四
十九年度において左記事項の実現を期されたい。
一、恩給・共済年金の改善は公務員給与にスライ
ドして調整するよう法制化すること。
二、現職公務員給与と恩給俸定俸給との格差につ
き、更に検討を加え、その是正につき善処する
こと。
三、高齢者に対する厚遇の措置を特に考慮するこ
と。

四、遺族に対する給付は少くとも三分の二以上とし、特に低額受給者には故人と同額とするこ
と。

五、恩給・共済年金の最低額を三十六万円に引き
上げるこ。

六、夫に対する扶助料給付条件を緩和すること。

七、旧女子職員の恩給を是正すること。

八、元師範学校及び高等師範学校等の教員養成学
校の附属小学校ならびに附属中学校の教育に従
事した在职期間は、加給に関する特例の適用対
象とすること。

九、恩給・共済年金の調整時期を四月一日とする
こと。

八月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
〔予備審査のための付託は同日〕

一、動物の保護及び管理に関する法律案(衆)

動物の保護及び管理に関する法律案
動物の保護及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の
適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を
定めて国民の間に動物を愛護する風潮を招来
し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資
するとともに、動物の管理に関する事項を定め
て動物による人の生命、身体及び財産に対する
侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、
又は苦しめることのないようにするのみでな
く、その習性を考慮して適正に取り扱うよう
にしなければならない。

(動物愛護週間)

第三条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼
養についての関心と理解を深めるようにするた
め、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六

日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、
その趣旨にふさわしい行事が実施されるように
努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第四条 動物の所有者又は占有者は、その動物を
適正に飼養し、又は保管することにより、動物
の健康及び安全を保持するように努めるとも
に、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を
加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように
努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、動物の飼養及び保管に関するべき基準を
定めることができる。

第五条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を
保持するため、条例で定めるところにより、動
物の飼養及び保管についての指導及び助言に
し必要な措置を講ずることができる。

第六条 地方公共団体は、動物による人の生命、
身体又は財産に対する侵害を防止するため、条
例で定めるところにより、動物の所有者又は占
有者が動物の飼養又は保管に遵守すべき事
項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加
えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物
の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずるこ
とができる。

(犬及びねこの引取り)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都
道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りを
その所有者から求められたときは、これを引き
取らなければならない。この場合において、都
道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下
「都道府県知事等」という。)は、その犬又はね
を引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明し
ない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の
者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で
定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に

対し、第一項(前項において準用する場合を含
む。以下第六項及び第七項において同じ。)の規
定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協
力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする
公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委
託することができる。

5 都道府県等は、第一項の引取りに関し、条例
で定めるところにより、手数料を徴収するこ
とができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、第一項の規定により引取りを求められた場
合の措置に関し必要な事項を定めることがで
きる。

7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内にお
いて、政令で定めるところにより、第一項の引取
りに関し、費用の一部を補助することができる。
(負傷動物等の発見者の通報措置)

第八条 道路、公園、広場その他の公共の場所に
おいて、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、
ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発
見した者は、すみやかに、その所有者が判明し
ているときは所有者に、その所有者が判明しな
いときは都道府県知事等に通報するように努め
なければならない。

2 都道府県等は、前項の規定により通報があつ
たときは、その動物又はその動物の死体を収容
しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前項の規定により動物
を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第九条 犬又はねこの所有者は、これらの動物が
みだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機
会を与え、それが困難となるようなおそれがあ
ると認める場合には、その繁殖を防止するた
め、生殖を不能にする手術その他の措置をする
ように努めなければならない。

第十條 動物を殺さなければならない場合には、
(動物を殺す場合の方法)

できる限りその動物に苦痛を与えない方法によ
つてしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、前項の方法に関し必要な事項を定めるこ
とができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び
事後措置)

第十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製
剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場
合には、その利用に必要な限度において、でき
る限りその動物に苦痛を与えない方法によつて
しなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回
復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、
その科学上の利用に供した者は、直ちに、でき
る限り苦痛を与えない方法によつてその動物を
処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議し
て、第一項の方法及び前項の措置に関しするべ
き基準を定めることができる。

(動物保護審議会)

第十二条 総理府に、附属機関として、動物保護
審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物
の保護及び管理に関する重要事項を調査審議す
る。

3 内閣総理大臣は、第四条第二項若しくは前条
第三項の基準の設定又は第七条第六項(第八条
第三項において準用する場合を含む。)若しくは
第十条第二項の定めをしよとするとときは、審
議会に諮問しなければならない。これらの基準
又は定めを変更し、又は廃止しよとするととき
も、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に関する重要
事項について内閣総理大臣に意見を述べること
ができる。

5 審議会は、委員十五人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣
総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、

動物に關する専門の學識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

7 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人の占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(軽犯罪法の一部改正)

2 軽犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十一号を次のように改める。
二十一 削除

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 動物の保護及び管理に關する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行に關すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策會議の項の次に次のように加える。

動物保護
審議會

動物の保護及び管理に關する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(狂犬病予防法の一部改正)

4 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の二を削る。

(罰則に關する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本案施行に要する經費

本案施行に要する經費としては、初年度約二百万円の見込みである。

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道開発局の事業所等の統合に關する請願(第五〇九三号)

第五〇九三号 昭和四十八年八月十日受理

北海道開発局の事業所等の統合に關する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海道

道議會議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

北海道開発局において計画実施されている事業所等の統合については、行政サービスの確保、過疎化の防止等本道開発の見地からその与える影響もすくなくないものと考えられるので、今後道並びに關係市町村の理解と協力を得て取り進められるよう取り計らわれない。